
平成 2 9 年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 9 年 9 月 12 日

閉会 平成 2 9 年 9 月 13 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月12日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	5
○日程第 7 報告第 4号 平成29年度(平成28年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
○日程第 8 平成29年度第2回定例会付託 議案第 9号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	7
○日程第 9 町の一般行政について質問	9
11番 米 沢 義 英 君	9
1 国民健康保険の都道府県化について	
2 教育行政について	
3番 佐 川 典 子 君	14
1 十勝岳「泥流地帯」の映画化等について	
2 中央コミュニティ広場テントの利用規約について	
9番 荒 生 博 一 君	20
1 外国人観光客の受け入れ整備について	
2 特別養護老人ホームラベンダーハイツ事業について	
10番 高 松 克 年 君	27
1 平成30年度よりの米生産調整廃止後の政策の方向性について	
2 不育治療費の助成について	
○散 会 宣 告	33

目 次

第 2 号 (9月13日)

○議 事 日 程	3 5
○出 席 議 員	3 5
○欠 席 議 員	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
○議会事務局出席職員	3 6
○開 議 宣 告	3 7
○諸 般 の 報 告	3 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 7
○日程第 2 選任第 1 号 常任委員の選任について	3 7
○日程第 3 選任第 2 号 議会運営委員の選任について	3 7
○日程第 4 議案第 7 号 平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分について	3 7
○日程第 5 議案第 8 号 平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	3 8
○日程第 6 議案第 9 号 平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について	3 8
○日程第 7 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))	4 3
○日程第 8 議案第 2 号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	4 5
○日程第 9 議案第 3 号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	5 2
○日程第10 議案第 4 号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	5 3
○日程第11 議案第 5 号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	5 3
○日程第12 議案第 6 号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	5 4
○日程第13 議案第10号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5 4
○日程第14 議案第11号 ラベンダーの里かみふらのふるさと応援条例の一部を改正する条例	5 5
○日程第15 議案第12号 北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例	5 8
○日程第16 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	5 8
○日程第17 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	5 9
○日程第18 議案第15号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	5 9
○日程第19 議案第16号 副町長の選任について	5 9
○日程第20 議案第17号 教育委員会委員の任命について	6 0
○日程第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について	6 1
○日程第22 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議について	6 2
○日程第23 発議案第3号 議員派遣について	6 2
○日程第24 発議案第4号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見について	6 3
○日程第25 発議案第5号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見について	6 4
○日程第26 発議案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	6 5
○日程第27 発議案第7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見について	6 6
○日程第28 閉会中の継続調査申し出について	6 6

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))	9月13日	承 認 可 決
2	平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	9月13日	原 案 可 決
3	平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月13日	原 案 可 決
4	平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	9月13日	原 案 可 決
5	平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	9月13日	原 案 可 決
6	平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	9月13日	原 案 可 決
7	平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分について	9月13日	原 案 可 決
8	平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月13日	決算特別委員会 付 託
9	平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月13日	決算特別委員会 付 託
10	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月13日	原 案 可 決
11	ラベンダーの里かみふらのふるさと応援条例の一部を改正する条例	9月13日	修 正 可 決
12	北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例	9月13日	原 案 可 決
13	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	9月13日	原 案 可 決
14	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	9月13日	原 案 可 決
15	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	9月13日	原 案 可 決
16	副町長の選任について	9月13日	否 決
17	教育委員会委員の任命について	9月13日	同 意 可 決
	平成29年第2回定例会付託 議案第9号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する条例	9月12日	原 案 可 決
	行 政 報 告	9月12日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	9月12日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月12日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月12日	報 告
3	平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月12日	報 告
4	平成29年度（平成28年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月12日	報 告
	選 任		
1	常任委員の選任について	9月13日	選 任
2	議会運営委員の選任について	9月13日	選 任
	発 議		
1	議会広報特別委員会設置に関する決議について	9月13日	原 案 可 決
2	町内行政調査実施に関する決議について	9月13日	原 案 可 決
3	議員派遣について	9月13日	原 案 可 決
4	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見について	9月13日	原 案 可 決
5	2018年度地方財政の充実・強化を求める意見について	9月13日	原 案 可 決
6	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	9月13日	原 案 可 決
7	「全国森林環境税」の創設に関する意見について	9月13日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月13日	原 案 可 決

平成29年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成29年9月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期決定について 9月12日～13日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 6 報告第 3号 平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第 7 報告第 4号 平成29年度(平成28年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 8 平成29年度第2回定例会付託
議案第9号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
第 9 町の一般行政についての質問

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	藤田 敏明 君
総 務 課 長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	石田 昭彦 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	保健福祉課長	北川 徳幸 君
農業振興課長	辻 剛 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	北川 和宏 君
ラベンダー・ハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	岩崎 昌治 君
主 事	菅原 千晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、9月8日に告示され、同日、議案等の配付をいたし、その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

また、本定例会の運営につきまして、8月23日及び9月7日、議会運営委員会が開催され、会期及び日程等について審議されました。

本定例会まで受理いたしました陳情、要望は8件であり、その内容は、さきに配付したところでございます。

本定例会の報告は4件で、監査委員から例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件2件、議員から議員派遣結果報告についてであります。

本定例会に提出の案件は、町長からの提出議案17件及び議員からの発議案7件であります。

なお、議案第16号及び議案第17号の人事案件につきましては、あす13日に配付の予定であります。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに、平成29年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、米沢義英議員外3名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したとおりであります。

なお、本定例会までの議会の主要行事につきましては、お手元に配付の議会の動向に掲載しているところであります。

最後に、本定例会の議案説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等

諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今村辰義君

6番 金子益三君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、基地対策関係についてであります。7月28日に全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同定期総会に出席したところであります。

次に、自衛隊関係についてであります。8月24日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会により「北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望」及び「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望」を、それぞれ国会議員、自由民主党本部、防衛省に対して行ってまいりました。

また、記念行事関係につきましては、第1特科団創隊記念行事を初め、道内各駐屯地等の記念行事へ参加し、7月2日には、上富良野駐屯地創立62周年記念行事が開催され、多くの町民の皆様と喜びを

ともにしたところでもあります。

次に、日米共同訓練についてであります。7月13日に北海道防衛局長に対し、関係自治体への情報提供を十分に行うこと、あわせて訓練に際しては、国の責任において徹底した安全対策を講ずることを関係自治体とともに要望いたしました。

また、オスプレイの参加につきましては、海外において事故が発生したことから、町民の安心・安全を確保することが大前提であることを踏まえ、国の責任において、訓練の自粛を含め適切に対応するよう、北海道及び関係市町村とともに、8月7日に北海道防衛局長、8月9日に防衛大臣に対し、それぞれ要請活動を行ったところでもあります。

なお、本町の演習場で計画されていたオスプレイによる空中機動訓練は、悪天候等により中止となったところでもあります。

次に、イベントの実施状況についてであります。本年は、上富良野120年をお祝いする年として、各種イベントを開催しており、本年で10回目を迎えました「まるごと かみふらの」ビアガーデンは、銀座通りを会場として7月8日に開催され、好天にも恵まれ、多くの皆様に参加をいただき、地元農畜産物に対する理解と、あわせて町民の交流を深めていただく機会となりました。

また、7月16日に開催いたしました「第39回花と炎の四季彩まつり」は、途中の降雨により、ステージイベントの一部を中止したものの、夕方からは回復し、町内外から約1万2,000人の来場をいただき、行灯行列・花火等が予定どおりに行われ、盛会のうちに終了することができました。

開催に当たりましては、行灯の製作を初め、イベントの準備、運営等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、8月27日に開催いたしました「かみふらの十勝岳ヒルクライム」は、今大会より北海道自転車連盟の公認レースとなったことから、250名を超える参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

また、その他のイベントとして、8月20日に「十勝岳トレイル・イン・かみふらの・びえい」、8月26日に「ニコニコペダル」が、それぞれ開催され、多くの参加者のもと終了した旨、主催団体より御報告をいただいたところでもあります。

次に、十勝岳ジオパーク構想の認定申請に伴う現地審査についてであります。8月2日から3日間の日程で、3名の審査員により現地審査が実施されました。

審査では、地質・地形サイトや拠点施設・ビューポイント等での調査のほか、地域の取り組み状況や

考え方などについてヒアリングも実施されたところでもあります。

今回の申請の認否につきましては、9月27日開催予定の日本ジオパーク委員会において決定されると伺っております。

次に、ふるさと応援寄附モニター事業についてありますが、6月21日からインターネットによる受付サイトが開設されて以降、8月末までの約70日間における状況は、寄附件数で2,915件、寄附金額は3,653万5,000円となっております。

なお、モニター商品に対するアンケートにつきましては、38件の回答をお寄せいただき、総合的な満足度は高い評価をいただいているところでもあります。

次に、友好都市津市との交流事業についてありますが、友好都市提携の盟約を交わしてから、本年度20周年を迎え、これまでにさまざまな交流が図られてきたところであり、今回、市民訪問団や経済交流を進めている企業関係者の方など、多くの方に御来町いただいたところでもあります。

この間、上富良野町・津市友好都市提携20周年記念フォーラムや市民訪問団歓迎交流会等を開催し、両市町間において、さらなる有効のきずな深めていくことを確認させていただいたところでもあります。

次に、特定健診等の実施状況についてありますが、7月4日から14日までの日程で実施し、特定健診につきましては、1,004の方が受診されたところでもあります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診・肝炎ウイルス検診、肺機能検査などもあわせて実施し、延べ2,272の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において、糖尿病等の重症化予防に重点を置いた保健指導を行ったところでもあります。

さらに、健診会場では、食生活改善推進委員による、地場産野菜を使ったカレーを、個々の体に見合った御飯の量で試食していただき、あわせて管理栄養士によるインボディ測定を通して栄養指導を実施したところでもあります。

今後も町民の皆様がみずからの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてありますが、6月の低温、日照不足の影響により、水稻・豆類を中心に生育の停滞が見られましたが、7月の高温多照により、水稻につきましては平年並みに回復し、

豆類につきましては、多少のおくれがあるものの、ほぼ平年作を確保できているものと思われ、今後、風雨等の被害がないことを願っております。

また、他の主要作物であるバレイショ・ビートの生育につきましても順調に推移しているところであります。

なお、既に収穫が終了している麦類につきましては、ほぼ平年並みの収量となっております。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところであります。

次に、上富良野西小学校姉妹校交流推進事業についてであります。7月27日から3日間の日程で、上富良野西小学校の児童8名と引率教員の3名の計11名が津市を訪問し、安東小学校の児童との交流を初め、ホームステイや視察などを通じて、両校の友好のきずなをさらに深め、本町とのつながりを改めて学習してきたところあります。

次に、児童生徒の部活動における活躍状況についてであります。小学生につきましては、上富良野小学校の菊池瑛太さんが、8月に東京武道館で行われた第17回全日本少年少女空手道選手権大会に出場いたしました。

また、上富良野小学校スクールバンドが、第36回北海道小学校バンドフェスティバル旭川地区予選大会において金賞を受賞し、今月行われる北海道大会に出場できることとなりました。

中学生につきましては、上富良野中学校の野球部が中体連上川管内代表決定戦において優勝を果たし、全道大会に出場したところであります。

また、同陸上部においては、17名の選手が全道大会に出場し、男子砲丸投げで優勝の桑折龍真さんを初め、多くの競技で入賞し、特に女子100メートル及び200メートルでは、それぞれ2位に入賞した加藤璃里香さんが、全国大会参加標準記録を突破し、8月に熊本県で行われた全国大会に出場したところであります。

また、上富良野中学校の森田和磨さん、山本健人さん、会木駿さんが、8月に山形県で行われた第25回全国中学生空手道選手権大会に、同じく國本空良さんが、石川県で行われた第11回全国中学生少林寺拳法大会に出場したところであります。

今後においても、本町の子どもたちが各方面で活躍をいただくことを期待するとともに、優秀な成績を残された皆様に改めて拍手を送りたいと思っております。

次に、7月26日に社会教育総合センター屋外運動広場で行われました「夏期巡回ラジオ体操・みん

なの体操会」についてであります。好天にも恵まれ、早朝から900名を超える町民の皆様に参加をいただき、NHKラジオで全国に生放送され、「かみふらの120年」と「体育協会設立50年」を記念するすばらしい事業となったところであります。

次に、8月6日に開催いたしました「上富良野町開拓記念館開館20周年記念イベント」についてであります。草分住民会の御協力をいただき、ふるさとの味試食コーナーや開拓の歴史映像上映会、松浦武二郎パネル展などのさまざまなイベントに、延べ200名を超える方々に参加をいただき、かみふらの120年の開拓の歩みを広く知っていただく機会となりました。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月11日現在、件数で27件、事業費総額2億2,666万7,600円で、本年度累計では46件、事業費総額7億5,691万5,200円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成29年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成28年度5月分及び平成29年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めます。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果について、概要の説明をもって報告といたします。

議員派遣結果報告書。

平成29年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。平成29年9月12日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。

平成29年7月4日、議員13名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加するとともに、7月5日、空知管内岩見沢市の株式会社宝水ワイナリーにおいて、6次産業化の取り組みについての研修を行った。

2、調査の結果。

(1)北海道町村議会議員研修会。

1番目、「トランプ政権と日本経済－地域経済への影響は？」との演題で、慶應義塾大学経済学部教授、金子勝氏より、2番目に、「日本政治の昨日・今日・明日」の演題のもと、日本放送協会、解説副委員長、島田敏男氏より、それぞれ講演を拝聴した。

(2)先進地調査。

空知管内岩見沢市において、株式会社宝水ワイナリー（代表取締役、岩倉武美氏）のワイナリーの視察を行い、ともに今後の議会議員の活動の参考とさせていただきます。

なお、内容につきましては、御高覧いただいたものとして、省略させていただきます。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを

もって議員派遣結果報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました報告第3号平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明を申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、住民に公表するものであります。

以下、平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明申し上げます。報告書の1ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検・評価の内容であります。平成28年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行ったところであります。

また、この点検・評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、報告書にまとめたものであります。

2ページには評価方法及び評価結果、3ページから12ページまでは教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しているところであります。13ページから54ページにわたっては、点検・評価の対象とした40事業を達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検評価表にまとめたところであります。55ページから57ページまでが教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しているところであります。58ページ以降は参考資料を掲載しているところであります。

以上で、報告第3号平成28年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問させていただきます。14ページの学校教育アドバイザーの配置の件

についてお伺いいたします。

比較してみますと、昨年とほぼ同様の内容かなというふうになっているかと思えます。

そこで、お伺いしたいのは、今後の取り組み等についても、昨年と同様の内容というふうにかがえる文章かというふうに思いますが、例えば学校教育の幅広い分野において、経験と知識を活用しながら学校に対する指導・助言を行う。学校・家庭・地域の連携をより一層強化していくという形になっておりますが、この点、昨年度も同じような表記になっておりまして、私の言いたいのは、より昨年の取り組み等に至って、今回は、その取り組みの上に立って、どういうことが求められているのかということがよく読み取れないというような文章かというふうに思いますが、こういったところはきちっと評価して、具体的な取り組み、今後の方向性を示すべきではないのかなというふうに考えておりますが、この点をお伺いいたします。

次に、21ページの特別支援教育連絡協議会のところですが、この点についてもほぼ変わらない内容なのかなというふうに思っています。変わったといえば、効果度で、前はたしかAで、今回はBになっております。しかし、その取り組み、今後の評価ということに読み進んでいきますと、そう変わらない内容の取り組みをやっていて、昨年度となぜ評価が下がっているかという点について、大まかでいいです。いろいろと評価というのは、人がするものですから難しい部分がたくさんあるかというふうに思いますが、この点、お伺いいたします。

次に、37ページの放課後プラン事業の問題ですが、ここでは、今後の取り組みとして、現在の利用料1,000円について、将来的には引き上げの方向かというふうな話、検討するというような形ですが、従来でも年間1万2,000円という形になるかというふうに思いますが、比較的低料金で利用者が喜んで、この成果というのは、本当に大切なもので、居場所づくりという点でも貴重な役割を担っておりますし、そういうことを考えた場合に、据え置いて、十分機能と役割を充実させるという方向こそ、今求められているのではないかというふうに考えておりますが、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、50ページの公民館の運営管理という形で、もう既に、46年に建設されて、老朽化しているという形になっております。今後の、この間も一部修繕、補修なども行って、適正な維持管理という方向で検討もされておりますが、当然、図書館も併設されながら運営されている内容なのかなというふうに思いますので、今後、図書

館、公民館等々についてどのような、建てかえ、あるいは将来的な構想があればお伺いしておきたいというふうに考えております。

それで、図書館の運営について、ちょっと前後しますが、43ページであります。非常に狭いながらも、確かに利用人数等においては、若干その年によって変わるということもあるかというふうに思いますが、今、狭いながらも施設に合った、本の読み聞かせや陳列を行って、非常に努力されている経過がありまして、こういった点で、非常に達成度も、欲を言えば、私はAクラスに達成して、総合点もAクラスではないかというふうに思いますが、達成度B、総合評価Bというのは、どの点を指して言われているのか、この点、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 11番米沢議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、14ページの学校教育アドバイザーの配置の関係ですが、評価的には昨年とほとんど変わっていないということでもありますけれども、平成32年度から実施されます新学習指導要領の関係で、外国語教育の導入であるとか、平成27年に制度改正になりました学校評議員会制度等々、やはりアドバイザーの専門的な知識によりまして、推進とか計画等を立てる上で大きな役割を果たしていただいている。それからまた、果たしていただきたいということで、引き続き、今後の取り組みの中には、大きくその部分については触れておりませんが、やはり重要な役割を果たしていただきたいと期待をしているところでございます。

次に、21ページの特別支援教育連絡協議会の評価の関係ですが、昨年度より下がったところですが、ここ数年来、具体的な活動等について、それぞれ独自に動いていたところですが、組織だつての活動というのが少し停滞ぎみであったということから、効果度等についても下がったということで、今後、その部分を反省して、新たな活動体制を今回構築して、動き出そうとしているところでございます。

それから、37ページの放課後クラブ事業の関係ですが、これにつきましては、今、質問にありました費用負担の関係で、今後の課題、取り組みということで掲載させていただいておりますが、具体的に、将来、いつごろというところまではいっておりませんが、全体的な費用の問題等を考えると、今後の費用対効果を検討すべきではないかという御意見のもとに、このように課題として掲載させてい

ただいているところでありまして、今後について、その必要性等について検討していきたいと。他の市町村等の動向とかいろいろとあると思いますが、そのことを確認しながら進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、43ページの図書館管理運営ということ、この部分について評価が下がったというところの御質問であったかと思いますが、この部分については、議員おっしゃるとおり、それぞれの図書館の運営に関しては、工夫を凝らしながら整備、充実に努めているところでもありますけれども、最近、課題にあるとおり、いろいろな手を講じながらも、1人当たりの貸し出し冊数の低下であるとか、利用者の固定化があるということで、達成度については、まだまだ求めるところがあるのではないかということで、今後の改善、工夫を進めていく上では、やはり総合評価もBの上で、Aを目指そうということでの評価となっているところでございます。

次に、50ページの公民館の管理運営にかかわって、この部分については、昭和46年に建設して、もうかなり年数がたっているところではありますが、これまでも維持修繕を図りながら、今日に至るまで使用させていただいているところでもあります。今後におきましても、計画的な施設の維持修繕を図りながら、施設を管理していきたいということで考えていまして、将来的に建てかえ等の計画がないのかということも言及されましたが、今現在は、適正な維持管理に努めて、少しでも利用者にとって不便のないように努めてまいりたいということで考えているところでもあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。他に質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号平成29年度（平成28年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第4号平成29年度（平成28年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

平成28年度決算における実質赤字比率及び連結

実質赤字比率は生じてございません。実質公債費比率は10.9%、将来負担比率は67.8%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところでもあります。

以上で、報告第4号平成29年度（平成28年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告いたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 平成29年第2回定例会付託

議案第9号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

○議長（西村昭教君） 日程第8 平成29年第2回定例会で、総務産建常任委員会に付託いたしました議案第9号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてを議題といたします。

本件に関し、総務産建常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産建常任委員会委員長、中澤良隆君。

○総務産建常任委員会委員長（中澤良隆君） ただいま上程されました、平成29年第2回定例会で総務産建常任委員会に付託された議案第9号の件について、朗読をもって報告いたします。

総務産建常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。平成29年9月12日、上富良野町議会議長、西村昭教様。総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

事件名、上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例。

1、審査の内容と結果。

平成29年6月20日開会の平成29年第2回上富良野町議会定例会に提案された議案第9号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、6月21日付で本委員会に付託された。

その後、平成29年6月29日、7月18日、8

月9日、8月23日に委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審議を進めた。

その結果を、次により報告する。

審議に当たっては、特に、条例の制定趣旨、内容、想定事務、利用者への周知、セキュリティ対策等について質疑や意見交換を行った。

採決の結果、議案第9号については、従来の書面による各種申請や届け出に加え、インターネットを經由したオンラインによる手続等を可能にするための通則的事項を規定するものである。このことにより、町民の利便性の向上が期待されること、また、選択肢の広がりには大きな利点であることなどの理由から、本条例は必要かつ適正と認め、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、条例の施行に当たっては、理事者において、「2 附帯意見」を尊重するよう望むものである。

2、附帯意見。

条例の制定及び施行に当たっては、町民に条例の内容を丁寧に説明し、理解を深め、利用の促進を図られたい。さらには、セキュリティ対策には万全を期すとともに、施行に当たっては十分な理解と周知を図ること。

また、適用施行範囲の拡大に伴い、職員の対応に十分留意すること。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 附帯意見のところについて若干お伺いいたします。

恐らく委員会で審議されて、セキュリティ、安全対策の問題も含めて、住民の周知問題、あるいは職員等の対応の向上等が盛り込まれているかというふうに思いますが、一部のところでは、サーバーによる侵入だとか情報が流れたとかというような形になっております。そういうものを考えた場合に、必ずしもこのものが、安全管理ができていたとはいえず、必ずしもそれがパーフェクトだ、100%ではないという、そういうもとにこの附帯意見もなされたのかなというふうに思いますが、その点、お伺いしたいというふうに思います。どういう審議の経過で、こういう判断になったのか。

当然、管理する職員等の実務に対応する理解、こういったものが伴わなければ十分に機能しないかというふうに思いますが、この点はどうだったのか、お伺いいたします。

当然、今後こういった情報化社会という形の形で、こういった方向に進むと考えますが、もう既に

進行もしておりますが、いかんせん、やはり安全面での確保というのが、マイナンバーカードを使えば情報が流出するというような問題も多々見受けられますので、この点、十分対処することが必要だというふうに思いますので、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務産建常任委員会委員長、中澤良隆君、答弁。

○総務産建常任委員会委員長（中澤良隆君） ただいま11番米沢議員からの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

我々の委員会の中でも、今、議員が御発言にありましたように、セキュリティ対策については非常に大切なことだということで、審議をしたところがあります。もちろん100%といいますか、今、既にかんがりの精度をもってセキュリティ対策が行われているということは我々も認識しているところがありますが、いかんせん、こういうことというのは、全て100%というのはかなり大変なことであります。

したがって、この100%に向かって、やはり組織、それから職員も努力をすることが大切であるということで、この附帯意見に載せていただいたところでもあります。

もう1点ありました、職員教育の観点であります。当然、一部の職員が理解していても、なかなかこういうことはスムーズに事が流れないのかなど、そんなことを考えているところでもあります。

したがって、職員の職員教育につきましては、本当に事あるたびに教育の機会を設け、周知徹底を図っていく、そういうことが大切であろうということで審議をしたところでもあります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 米沢議員、再質問ございますか、よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成29年第2回定例会で総務産建常任委員会に付託、審査しました議案第9号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、委員長長の報告のとおり決しました。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問いたします。

まず、第1点目は、国民健康保険の都道府県化という形での質問です。

国民健康保険料（税）の決定と徴収及び保健事業は市町村が行う事業という形になっております。今後、これが平成30年度から北海道が運営することになります。保健事業の広域化によって、各自治体の保険料が抑制されるかのような印象を与えていますが、必ずしも保険料（税）の軽減につながるとは言えないのではないのでしょうか。それは、加入者数の減少、所得水準が低くなる傾向、あるいは医療費等が高くなるなどにより、また、同時に国、都道府県の支援金が今後抑制されれば、当然条件が変わりますから、保険料の抑制どころか、保険料のさらなる引き上げにつながるものと考えます。

そこで、お伺いいたします。

一つ目には、保険料の決定においては、道が標準的な保険料を決めますが、市町村独自の軽減措置、これは一般会計から繰り入れるなど、当面は禁止するものではないと言っておりますが、確認いたします。自治体の判断としています。

また、保険料の算定においては、特定健診など、地方自治体が予防医療を進め、医療費の抑制に努めている上富良野町のような自治体が保険料の決定において、必ずしもその成果が反映されるものではないと考えます。それは、総体的な費用で判断しますから、一部費用の算定があったとしても、総体的な医療費が高くなれば、おのずとその負担割合もふえるということが考えられますので、この点、いかがお考えでしょうか。

次に、国民健康保険料（税）の算定であります。自治体の判断で設定ができるかと聞いています。町はどの賦課方式を選択するのか。また、保険料とするのか税とするのか、町は、今後どのように対処するのか伺いたいというふうに思います。

次、3番目には、国は、国会での附帯決議及び地方3団体の要請もあり、子どもの均等割額の縮小を検討中と聞いております。子どもの均等割縮小・廃止も当然必要だと考えますが、この点について、町はどのように対処されるのか、お伺いいたします。

4番目には、子育て世帯にとって、国民健康保険料（税）の負担、大変なものがあります。そのことを考えれば、町独自で、国保加入者の子育て世帯への支援をする、この減免制度の設定などをすべきだと考えますが、現在、町では、国民健康保険に加入している子育て世帯は何世帯いるのか、また、この点について、所得別に伺いいたします。

以上について、町長の見解を求めます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

可処分所得の低下などにより所得格差が広がり、生活格差も広がるという状況があります。町においても所得がふえない中で家計のやりくりは大変という声も聞かれます。また、学校に係る費用負担も結構あります。保護者負担の軽減のためにも、中学校の入学時のお祝いとして、指定ジャージの無償給付を実現してはどうでしょうか。

私はこの間、教育長に対して質問してまいりました。要保護・準要保護世帯や生徒に対して、教育委員会は、これらの世帯に対して、スクールバスの利用範囲の拡大、費用の保護者負担の軽減に努めてきたと答弁しております。その努力は評価いたします。同時に、指定ジャージの無償給付を望む声があります。さらに踏み込んで、教育費の保護者負担軽減に向けた対応をすべきと考えますが、教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの国民健康保険の都道府県化に関します4点の御質問にお答えさせていただきます。

平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度におきましては、北海道と市町村が一体となり、北海道の国民健康保険事業を共通認識のもとで実施をし、事務の広域化や効率化を市町村が下支えを行い、北海道全体で運営をしております。

まず、1点目と2点目の保険料の算定及び決定についてであります。関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

国民健康保険料の算定につきましては、北海道が標準的な保険料の算出について方針を示し、保険者である市町村が決定をしております。

また、保険料の賦課方式につきましては、本町におきましては、これまで同様の税方式として、4方式を継続してまいりたいと考えております。

賦課方式につきましては、国が政令に定める保険税の標準構成割合と全道の構成割合に基づき、現在の本町の構成割合を検証したところ大きな差異はなく、また、加入している被保険者の産業構造からも、公平性を保ち、安定した保険運営を持続するために、4方式を継続するとともに、徴収方法につきましても、保険料と保険税では、賦課に係る納付期限及び還付期限が異なるため、地方税法に基づく保険税を継続することが望ましいと考えております。

また、北海道における納付金の算定に当たりましては、国のガイドラインに基づき、保険料の激変緩和と医療費適正化の取り組みを推進するため、医療費指数について、係数を用いる方針が示されており、小規模市町村への配慮や保険料水準の統一に向けた方針が示されております。

なお、医療費の抑制に努めている成果の反映についてであります。保険者努力支援制度に基づく上富良野町の評価は、平成28年度は道内4位となり、171万4,000円が交付されており、平成30年度からも市町村の標準保険料に成果として反映されることが示されておりますので、今後も引き続き医療費適正化へ向けた取り組みを進めてまいります。

また、保険運営における一般会計からの繰り入れにつきましては、保険者判断による決算補填等を目的とした保険料負担緩和に対する一般会計からの繰り入れを実施している保険者については、国のガイドラインにおいて、計画的に削減・解消に向けて取り組むこととされ、道においても運営方針に示されておりますことから、町としても同様に判断をしているところであります。

次に、3点目の保険税算定に係る子どもの均等割縮小・廃止についてであります。平成27年1月に全国知事会等から、持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請を受け、2月に開催された第86回社会保障審議会、医療保険部会の国保基盤強化協議会において、子どもに係る均等割保険料の軽減について、引き続き議論をしていくことが示されているものの、現段階において具体的な情報はありませぬので、今後も情報収集に努めてまいります。

次に、4点目の国民健康保険加入世帯における子育て世帯の現況についてであります。7月現在の加入世帯は1,504世帯で、18歳以下の子どもが属する世帯は133世帯、構成割合は約9%となっており、133世帯の所得階層別では、所得200万円以下が70世帯、400万円以下が26世帯、400万円以上が37世帯であります。

子育て世帯への減免制度につきましては、国民健康保険制度において、保険基盤安定制度による低所

得者対策として、国、北海道、市町村から財源を拠出し、保険料の軽減を行っておりますことから、町独自の減免制度の考えは持ち合わせておらず、子育て支援策につきましては、福祉・医療・教育などといった観点から取り組んでおりますことを御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の2項目めの教育行政に関する御質問にお答えいたします。

学校での教育活動に要する費用については、学習指導上で授業などに用いる教材のうち、個人に帰属する経費につきましては、個人が負担するものと考えているところであります。

このことから、入学時のお祝いとしての中学校の指定ジャージについて、現在のところ無償給付する考えはありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、今までにさまざまな施策をしてきたことについて、議員のほうからも御紹介をいただきましたが、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対しましては、新入学学用品費、体育実技用具費、学校給食費などの援助のほか、平成24年度からPTA会費、生徒会費、クラブ活動費を就学援助の対象に加え、支援の拡大を図ってきたところであります。

また、平成27年度から部活動後の下校用スクールバスの運行及び中体連の大会以外の部活動にもスクールバスの利用範囲を拡大するとともに、本年度から小学校1・2年生の算数セットを学校備えつけ教材として整備するなど、保護者負担全般の中で軽減を図ってきているところであります。

今後におきましても現在の支援策を継続しながら、保護者の教材費などの経済的負担軽減について、研究、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問いたします。

賦課方式についてお伺いいたします。国、道においては、将来的に、前回の改定の時もそうだったのですが、比較的均等割がふえるという形になってきております。国、道の方針の中にも、応能割より応益割のほうをふやしなさいというような方向性が見受けられます。そうしますと、世帯の加入者の数が多いほど負担割合が当然ふえるという状況になるかというふうに思います。

私、今後、町があわせて改定するというのであれば、そういうものも含めた保険料としての位置づ

けを行った負担軽減策も必要になるのではないかと
いうふうに思います。当然、地方税法によれば、税
の執行等もスムーズにできるという問題があるの
かもしれませんが、私、この4方式を見直して、3方
式も含めた、あるいは料体系に移行しては、この
際、改定とあわせて考えておりますが、この点につ
いてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の国保税、
あるいは国保料の賦課方式等について、あるいは3
方式、4方式等についての御質問にお答えさせてい
たですが、まず、賦課を税とするか、保険料す
るかというところで、まずお答えさせていただきます
が、私といたしましては、これまでもお答えさせ
ていただいておりますが、まず、3方式あるいは4
方式、それぞれ選択している町村がばらばらと言っ
てはあれですが、どちらの形も見受けられるのが実
態でございます。

とかく、一般的、私どもの認識といたしまして
は、その自治体の産業構成、そういったものをしっ
かりと見据えた中で、例えば勤労者が多いような都
市部においては、3方式を選択しているところが多
いかなど。

一方、1次産業を中心とするような、特に、農業
を中心とするような産業構造のところは4方式が一
般的かなということで、これは、とりもなおさず、
税収が、安定的に保険運営がされるというために選
択している方法でございまして、上富良野町におい
ては、現在の4方式を取り入れていきたいというふ
うに考えているところでございます。

それと、税とするか料とするかというところの部
分につきましては、確かに納付される方々の観点に
立って判断いたしますと、やはり料よりは税のほうが
納入期限が長くとられておりますし、あわせて還
付期限も長く設定されているというようなところか
ら、そして一方では、税の公平負担ということも担
保できるという面を考え合わせますと、賦課方式に
ついては、税方式、そして、応能、応益を含めます
4方式というような組み立てをこれからも継続して
まいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） どちらにしても、やはり
一般会計からの繰り入れなどを行いながら、負担の
軽減策も含めた保険料の見直しをぜひ行ってほしい
というふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、いわゆる国が示した現条
件の中では、いわゆる予防医療に特化している上富
良野町のような自治体というのは、確かに140万
円ぐらいでしょうか、171万円が来ているという

判断かもしれませんが、しかし、こういう予防医療
をやっている、算定の基礎というのは、総体的な
費用のパイがふえれば、その分、自治体の負担がふ
えるというふうに考えておりますが、この予防医療
は、当然地方自体の健康維持を守り、町民の暮らし
を守るという点でも非常に役割で、どんな制度の改
正があったとしても、持続的に進めなければなりま
せん。

しかし、そういう自治体であったとしても、今
後、低所得者が多いという状況、産業構造が、いわ
ゆる自営業者等が加入するという状況を判断した場
合に、当然今後、医療費が、受診する人が悪いとい
うような、一部批判もありますが、今の国の流れを
見てみますと、高度医療だとか新薬の開発等によっ
て、こういった部分の医療費が高くなるという、こ
ういった側面も見受けられるわけですから、そうい
うことも判断した場合は、地方自体の当然の努力も
ありますけれども、国がきちっと努力していただか
なければ、地方の自治体で当然かなうことができな
いものもあるわけですから、このことを考えた場合
に、必ずしも地方自体の予防医療を努力したとし
ても、総体的なパイがふえるということになれば、地
方自治体の負担も当然ふえるかというふうに思いま
すが、この点は、そういうふうに判断してよろしい
ですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、今後の
国保運営上の負担の見通しというふうに伺いました
が、国保の運営が広域化を図られると同時に、それ
らの中で反映していこうということで、ガイドライ
ン等で示されておりますが、とりわけ小さな保険
者、私どものような小さな自治体におきましては、
特に、高額医療費等が突発的に発生したようなと
き、非常に保険基盤が不安定化するというようなと
ころは、広域化の中で吸収しようというようなこと
も盛り込まれておりますし、御質問にありましたよ
うな、保険者努力に対する支援、これらも引き続き
しっかりと、どういった面に配慮した支援をするか
ということを明確にして、支援を続けていくという
こともしっかりと書き込まれておりますので、私ど
もは、これまでの保険者の努力については継続され
ることだと思いますし、これまで上富良野町がとっ
てきた健康増進事業というのは、引き続き継続でき
ますし、それらをさらにしっかりと積み重ねていく
ことが、最終的には被保険者の負担軽減につながる
というふうに確信しておりますので、ぜひこれまで
歩んできたことをさらにしっかりと検証しながら前
へ進めていきたいと考えているところでございま
す。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたしますが、地方自治体が、上富良野町は努力したとしても、総体的に医療費が高くなった場合に、当然その負担がやはり地方自治体に来るわけですから、上富良野でいえば、保険税にも当然はね返るといふことで確認してよろしいですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいまの米沢議員の御質問に対しましては、標準保険料率というものが国、道によってしっかりと、公平性を保ったものは担保されますので、必ずしも保険給付費が変動したことによって、それが全体に薄められて、言ってみればオール北海道で薄められて、健康管理に、健康増進に努めているところにも薄く及んでくるのではないかというような御心配かと思っておりますが、そういうことはきちっと基準が定められますので、そういうような影響は及ばないというふうを考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 国会のやりとり等の文書を見させていただいたのですが、将来的に高くなることもあり得るといふ国の答弁がされておまして、必ずしも町長がおっしゃるような、標準的な算定方式で国あるいは道が負担軽減してくれる、そういう制度もあわせ活用すれば、地方自治体の負担軽減にもつながるといふような話であります。決してそうではないという方向が見受けられるから、私、心配して、町長はどういう認識なのかというふうなところを確認させていただきたいというふうに考えておりましたので、これ以上進めません。

次にお伺いしたのは、3点目の保険税算定にかかわる子どもの均等割額の縮小・廃止ということで、まだ現段階においては情報の収集、あるいは明確な方針が出ていないということですが、しかし、4点目とかかわりますから、非常に重要なものであり、子育て世帯、子どもあるいは家族数が多ければ多いほど、その分、均等割額がふえるわけですから、課税される金額もふえるかというふうに思います。確かに軽減世帯の中にはあるのかもしれませんが。

そうした場合は、私は、あらかじめ想定しておかなければならないのは、地方自治体が、国が何と言おうとも、こういった世帯に対する縮小あるいは廃止、軽減策というのは、町単独でも私はやるべきだといふふうに思います。この間の町の答弁では、国の方針を待つ、かといって、町でするのですかと聞いたら、町では子育て支援の方向で支援しているからやらないといふことで、結局やらないのです。

私は、こういったことではなくて、きちっと将来を見つめた均等割の縮小あるいは廃止等も、町単独で廃止ができなければ、軽減策をとる、こういうことが必要だと思いますが、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の国民健康保険税におけます子どもの均等割の負担軽減についての御質問にお答えさせていただきます。

心情的には、もう議員と、私も思いを共有できるところはあります。しかしながら、まず前段で、入り口の少しお話をさせていただきますと、やはり子育てに対する支援策というのは、加入している保険によってばらつきがあるというようなことは望ましいことではないなというふうを考えておりますので、これは、冒頭のお答えでも申し上げましたが、やはり別な切り口で、しっかりと町民の皆さん方にひとしく支援策が行き渡るようにするのが基本かなというふうに考えております。

一方、国民健康保険税の税の算定上の、子育て中の世帯の軽減については、これは全国知事会も求めておりますし、国の審議会としても、これは検討していくべきものだということで、検討中ではありますが、テーマとしては上がっておりますので、少し国の動向等を注視をしながら、むしろ私もそれを後押しするような態度で臨むのがいいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 全国知事会でも結局心配されると。今の社会情勢の中で、いわゆる脆弱な基盤の中でこの国保が維持されていると。しかし、医療費等、あるいはそういう形の中で、その負担をどうするのかということで、今、心配されて、全国知事会でも、こういう方向性はどのなのだろうという方向になったかと思いますが、この点は、町長は、当然そうだといふふうに理解されますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、ただいまもお答えさせていただきましたが、知事会のほうが国のほうに求めております要望内容につきましては、十分理解できるところでございますので、私といたしましても、そういった方向に進むことを期待しているものでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そういう方向性で期待しているということであれば、地方自治体単独でもできるわけです。加入する保険の協会けんぽだとかという制度の違いはあったにしても、やはり私は地方

自治体が管理する国保ですから、私は積極的に、こういう問題で、町長の判断、裁量によってできるものであれば、積極的にこういう方向で検討すべきだというふうに思います。

私は、できないとすれば、町長が国保加入者の生活実態、あるいはどれだけ負担が重い状況にあるのかということを知らないのか、よく理解されないのかどちらかだというふうに思います。私は、制度の違いがあったとしても、それぞれの制度の中で、それぞれきちっと対処すれば、何にも不公平ではありませんし、今後、やはりこういった部分での対処をもう一度確認します。できませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の子育て支援の観点から述べられました国保のあり方についての御質問にお答えさせていただきますが、既に国におきまして、制度の中で、低所得者等に対しましては、家族構成等あるいは所得構成等によりまして、既に国、北海道、市町村が負担する仕組みを持って、7割、5割、2割という軽減策が講じられて、既にそういった精神はそこに反映されておりますので、それとあわせて町独自が行う子育て支援策については、これは原点を少し分けて整理する必要があると、こんなふうに考えておりますところから、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたします。それでは、200万円以下の世帯70世帯、400万円以下の世帯26世帯、400万円以上の世帯37世帯というふうにあります。この中で軽減を受けている世帯、200万円以下の世帯、それぞれでは何世帯あるのか確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の子育て世帯における軽減世帯数についてお答えさせていただきます。

200万円以下の軽減世帯は67件でございます。200万円以上400万円未満の軽減世帯につきましては4件でございます。400万円以上につきましては、軽減世帯がございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） このように200万円以下の世帯でも3世帯が該当になっていない。もしくは400万円以下の世帯、あるいは400万円以上の世帯でも、いわゆるぎりぎりの、こういう形の中でも、家族数が多かったり、あるいは費用負担がかさむ、学校へ子どもを通わせているということになれば、当然生活がぎりぎりの中で、やはり生活をせ

ざるを得ない世帯もたくさんいるというふうに考えています。

単純に、いわゆる生活保護世帯、7割軽減に該当する世帯だけが苦しいのか、大変なのかということではなくて、それ以外の世帯でも本当にぎりぎりの生活をしているという実態を町長はよくわかっていないのだというふうに思います。

そのことを考えたときに、やはり私は、こういう均等割の縮小等、あるいは保険税の負担の軽減策を、対応できるような自治体の仕組みを私はつくるべきだというふうに思います。

子育て支援をしているからやれないというのではなくて、また別次元の話ですから、この点きっちりと踏まえて、制度の見直しを私はすべきだというふうに思いますが、それでもできませんか、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の子育て世帯における軽減策についての御質問にお答えさせていただきますが、常々私申し上げておりますが、係数、数字、あるいは表面上感じ取る生活の実態ではなくて、本当に町民の皆さん方が日々、どういう暮らしぶりかということは常に現場を通じてしっかりと把握するようにということで指示をしております。そういったことを通じて、これまで子育て支援策を、広く町民の皆さん方にその効果が及ぶようにということで政策を展開してきております。

議員がお話ありましたように、国保における子育て支援の一環としての軽減策については、既に制度でそういったことが補完されておりますので、町独自としての、国保加入者を対象にした、このような軽減策というのはなじむものではないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） こういった点では、旭川市などは軽減策をとり、こういった軽減策なんかを実施している自治体の一つでありまして、今後、恐らく広がってくるというふうに思います。この点、よく実態も踏まえて、町長は、生活の大変さというのをよく見ておられてないのだというふうに私いつも、この答弁のやりとりの中で感じておりますので、ぜひ改善していただきたいというふうに思います。

次に、教育費の問題についてお伺いいたします。

この間も質問してきましたが、できないということで、今後におきましては支援策を継続しながら、保護者等の負担軽減について研究、継続してまいりますということで、たしか前回も似たような、まこ

とに申しわけありませんが、答弁で、変わらない答弁だというふうに思いますが、今後、それではどのように継続、研究、検討していくのか、この問題について、取り組みについてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

研究、検討の具体性のものでございます。先ほども今までにやってきた実績についてお話をさせていただきました。基本的な原則論については、それを変えることはしたくないというのが私の考えであります。原則論を守っていく中で、できる限りの保護者の負担軽減を図っていききたいというふうに考えております。

具体的にどのような会で、どのような部分でありますけれども、校長会、教頭会などから意見をいただく中、あるいは日々の学校訪問だとか、そういう中で、そういう視点で物を見させていただいております。そのときに気がついて、思いつきのようなことになるかもしれませんが、そういうふだんを見ている中で感じ取っていききたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 予算的には100万円もあればいいのかなというふうに考えておりますので、こういう予算が問題とすることであれば、その予算の確保という点では、いろいろと対処できる範囲のものかというふうに思います。ぜひこの点、引き続き研究、検討していただいて、どの時点でなるかわかりませんが、もう一度確認いたしますが、引き続き研究、検討をするということで確認させていただけますか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

基本的に、先ほどから申し上げてますとおり、原則論を守る中で、金額の多寡というふうには考えておりません。原則を守らなければ、次に次という部分になってしまうかもしれません。そういうことなく、本質的な子どもたちの保護者負担をどういうふうに軽減していくかということ、エンドレスで検討していかなければならないと思っています。ただ、それは原則を踏まえた中でのものだというところで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は45分とします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。

3番佐川典子君の一般質問を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告のとおり2項目の質問をさせていただきたいと思います。

1項目めは、十勝岳泥流地帯の映画化等について、町長の考えを伺いたいと思います。

今年、上富良野の120年記念事業がさまざまな観点から開催され、改めて多くの町民が町の歴史に関心を寄せております。

町の歴史を顧みますと、大正15年5月24日の十勝岳爆発は我が町に甚大な被害を及ぼしたことは多くの町民の知るところであります。また、その災害の復興をなし遂げたことも、現在の町の宝でもあります。この十勝岳爆発による泥流災害を、故三浦綾子さんが「泥流地帯」、「続・泥流地帯」の小説の中で書き下ろしていますが、多くの被害者や家族からの聞き取りを行い、災害の歴史事実を文章化している場面も多く見られております。

そこで、伺います。

1、十勝岳泥流地帯の映画化が地域活性化事業の中でどう生かされるべきと考えているのか伺いたいと思います。

2、近年、災害による被害が日本各地で報告されておりますが、災害を乗り越えた町、復興をなし遂げた町としての歴史的認知度を深めることが町の財産になると考えますが、その点をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

3、一昨年、大正泥流から90年に当たり、草分地区において式典が行われましたが、大正泥流で亡くなられた方々をしのぶ心や弔意をどのような形で後世につなげようと考えているのか伺いたいと思います。

4、災害で受けた被害や状況把握の復興にとどまるだけでなく、目には見えない心の中の被害と復興につなげるための心の支えとなる映画にするために、町民はどのようにかかわっていくべきと考えられているのか、町長に伺いたいと思います。

次に、2項目めですが、中央コミュニティ広場テントの利用規約についてです。

平成26年に、町民が自由に集う場所として、また、イベントやレクリエーションの余暇活動や文化活動を通じて懇親を深め、心豊かなコミュニティー

形成、育成のできる空間として、雨天でも利用できる屋外テントが設置されました。

昨今では、諸団体が懇親を兼ねての焼き肉パーティーの場などにも使用され、喜ばれています。利用者が年々ふえ、利用受け入れ人数も多いことから、同日同時間での利用もふえています。

そこで、現在の利用者に対する規約等の内容について伺いたいと思います。

(1) 迷惑行為があったときや利用者間で問題が発生したとき、または嫌がらせ行為があったとき、特に、祝日や土日の夜間8時半までの使用は誰が対応することになっているのか伺いたいと思います。

(2) また、今後においては、使用申請があった時点で、責任者に利用規約を承認させることや規約に他団体への配慮や迷惑行為をさせないことなどへの注意事項をふやすことがこれから必要になると思われますが、それらについても伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の「泥流地帯」映画化等に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

本年は、本町に開拓のくわがおろされてから120年という記念の年を迎え、ふるさと上富良野の魅力を再発見し、郷土愛を育むとともに、町民のきずなを深めていくことを目的として、さまざまな事業を行っているところであります。

また、我が町の120年を振り返るとき、十勝岳噴火による大正泥流からの復興というもう一つの開拓の歴史は、多くの町民が共有するものであり、この大正泥流の惨状や開拓の苦労を背景に、人としての生き方の意味を問いかけ、その心理を探求した故三浦綾子先生の「泥流地帯」、「続・泥流地帯」は、先人の不撓不屈の上富良野開拓魂を伝える大切な作品と受けとめており、これらの思いを町民の皆様と改めて共有し、作品の映画化を実現したいと思っているところであります。

まず、御質問の1点目の映画化に伴う効果などについてであります。原作は本町を舞台にしていることから、映画制作となれば、現地ロケ等も実施されると思われ、近年、全国的に注目されておりますロケ地観光としての地域活性化のほか、災害の歴史を伝えるとともに、貧しくとも誠実な生き方など、人の生き方を通じて、教育的な価値も大いに期待できるものと考えております。

次に、2点目の被災と復興の伝承についてであります。144名のとうい命の犠牲の中で、一瞬にして泥流に埋め尽くされた800町歩にも及ぶ田

畑を豊かな大地によみがえらせた事実としての歴史は、映画化が実現すれば、その作品を通して、多くの被災地にとっても復興を果たした実証例として寄与できるものと受けとめているところであります。

次に、3点目の大正泥流で亡くなられた方々への弔意についてであります。毎年5月24日には、十勝岳爆発記念日として、懸垂幕の掲示とともに、防災行政無線を通じて、広く町民にお伝えしているところであります。

また、昨年は、大正噴火から90周年でもあったことから、開拓歴史広場において追悼式を開催させていただきました。

今後におきましても、地域や御遺族の方々と思いを共有し、節目の年などを念頭に置きながら追悼する行事を開催できればと考えております。

次に、4点目の町民のかかわりについてであります。前段申し上げましたように、三浦先生の「泥流地帯」、「続・泥流地帯」は、私たち上富良野町民の心のよりどころとも言うべき作品と受けとめているところであり、多くの町民の思いが一つになって、官民挙げた取り組みとして、映画化の実現に向け、進められていくことが大切であると受けとめており、そのようなことから、今後におきましては、折に触れ、思いとしてお話しさせていただくなど、地域での機運の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解、御協力を賜りたいと願うところであります。

次に、2項目目の中央コミュニティ広場の大型テント利用に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

この大型テントは、地域のにぎわいと町民の交流の場として、平成26年度に整備し、本年で4年目を迎え、これまで多くの方々にご利用いただくとともに、大変喜ばれていると認識しているところであります。

この施設は、中央コミュニティ広場に設置されているものでありますので、利用に当たっては、コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則の規定に基づき御使用いただいております。

具体的には、使用届出書を提出していただき、譲り合っの使用や使用後の清掃、整理整頓、また、事故等について、町として責任を負わない旨などの注意事項を記載した使用許可証を交付するとともに、交付時にその内容を説明し、御利用いただいております。

そのようなことから、御質問の1点目の利用に当たっての届出書に、問い合わせなどにつきましては、商工会事務局に担っていただいております。土日や

夜間におきまして、セントラルプラザの管理人の方に対応していただいております。

これまで施設の利用において、苦情やもめごとなどの報告は特段受けておりませんが、議員の御心配にあるような、利用者間での問題があった場合などには、利用者みずからの責任において対応していただきたいと思っております。

次に、2点目の利用に当たっての注意事項についてであります。町民の交流や触れ合いを目的に、皆さんに気持ちよく使っていただくよう、利用者のモラルに委ねながら、自主的に御使用いただくことが大切でありますので、今後も譲り合いや使用後の清掃などの注意事項を利用者へしっかりお伝えするとともに、利用の心得等の表示などについても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） お答えいただきました。不撓不屈の上富良野の開拓魂、これは本当に多くの町民が共感する言葉だなというふうに思っております。

ロケ地観光として考えているということですが、それも本当に日本各地で、ロケ地観光がふえているという状況もあります。2016年の新語と流行語の大賞に選ばれた「聖地巡礼」という言葉がありますが、故三浦綾子さんの小説の泥流地帯を歩くということで、京都などからも、私も観光ボランティアをしたときにも数人の女性の方たちが訪れておりますし、年に200人から300人程度の、フットパス、歩きたいという方たちがバスなり、個人で来ている現実がございます。

また、全道高校文芸研究大会におきましては、ことしの10月11日に、三浦綾子文学記念館を出発しまして、上富良野町において、フットパスのコースを歩くというようなことも予定、これは150人程度というふうに聞いておりますが、あります。まさに、災害の歴史を町外の方が現実認識して、教育的な価値を捉えているという現実がございます。

そこで、町長に伺いたいのは、私は、文部科学省に、ぜひ教育に使ってもらえるような、そういうような映画にしてほしいなというふうに思っております。また、新しい道徳教育の、生き方の教材としても使われるような、そういう働きかけを町長にいただければなというふうに思っておりますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の三浦先生の「泥流地帯」の映画化等についての御質問にお答え

させていただきます。

既に議員からお話ございましたように、近年、とりわけ、フットパス等を通じて、三浦綾子先生が描かれた泥流を中心とする上富良野の姿に触れたいということで、多くの方がお越しいただいていることもお聞きしておりますが、これらが、さらに映画化等によって、広く全国の皆さん方の知るところによりまして、さらにロケ地観光としての期待度も大いに期待できることかなと考えているところでございます。

一方、ただいま映画が持つ、この映画に期待するものとして、教育的な見知、あるいはそういったことから、文部科学省等にぜひ思いを理解していただくようなアプローチをとらざるを得ないところでございますが、考え方としては、非常にそれもありかなというふうに思います。

ただ、第一歩を踏み出したというような状況でございますので、映画制作そのものの主体を、町が主体性を持って制作するという思いではないということをお願いしておりますように、そういったこととどうやって絡ませていくか、その辺はまだまだ研究を要するところでございますので、考え等については共感できますので、ぜひ参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） また、②のお答えをいただいております。まさに、富良野盆地の大地自体がジオパークにも関係してきていると思っておりますけれども、大地の創造が十勝岳の噴火によるものである。その田畑を開拓者の皆さんや農家の方たちが、一人一人の心の底にある、生きるすべを今までも大事にしてきた土への思いがあらわれているということ伝えていくような、そういう映画にさせていただきたいなというふうにも思っているのですけれども、これについても、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさにこれまで非常に、当時は、復興は無理であろうといった中から、はい上がってきた上富良野の開拓者魂、これこそがこの映画の中で語られる一つの柱であるというふうに考えております。

また一方、先ほど申し上げましたように、人間の生き方のあり方等についても大きな柱でございますが、そういったところを通じて、町民の心の中に再び、そういった当時のことをよみがえらせて、上富良野の将来が、これからも発展していくことにつながることも一方では期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 3番の泥流で亡くなられた方々へのしのぶ心、そしてまた、弔意ということに関してのお答えをいただきましたけれども、節目の年に、というようなお答えもあったと思います。追悼式典も含めて、どのような感覚といたしますか、そういう節目の年を描いているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 大正泥流で犠牲になられた方々等への弔意のあらわし方についてでございますが、これにつきましては、絶やすことなく、まず続けていくことというとは、まず基本であるべきだというふうに思っております。そういった弔意のあらわし方、あるいは行事の持ち方等については、これは草分地区の皆様方、あるいは犠牲になられた御遺族の御家族の皆様方との思いも受けとめながら、組み立てていくことになろうかと思っておりますが、毎年行うことは、これは望ましい姿ではあると思っておりますが、現実的にそれは、一般的なそういった弔意をあらわす行事の形としては、当町におきましては、戦没者の追悼行事は毎年行っておりますが、節目というのが5年であるのか3年であるのかということは特定できませんが、いずれにいたしましても、何らかの形で弔意をこれからもずっと継続的にあらわしていくということは、これは絶対曲げられないことだというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今お答えいただきました。ぜひ継続して、町民もだんだん高齢になって、うちの義父もこの間、亡くなりました、92歳で。やはり自分が子どものときの体験や、自分の親が体験したことをじかに知っている、見てきている人たちがだんだんいなくなっている、そういうことでございますので、ぜひそれを大切に、これからも亡くなれた方への慰霊の行事等も含めて継続していただきたいというふうに思っております。

今お答えいただいたのですけれども、次に、4番目の回答についてであります。一つ一つはすぐれておりまして、上富良野町、今、町で皆さんがそれぞれのグループ、団体でいろいろな活動をされていて、本当に120年にふさわしい、まちづくりを担っている町民の皆さんがたくさんいるということを確認できているところなのですけれども、やはり全体的で、何となく美瑛とか富良野には今まで、観光の面に対しまして、何となく埋没しているような雰囲気がありましたけれども、町の観光資源であります、町民と一体できるという雰囲気が、こと

し、120年の行事も含めまして、本当に肌で感じることができてきていると思います。

次の世代に、一体化できるのだという自信を後世につなげる施策として確実に進めるために、町長は、映画制作にかかわることに関しましても、いろいろな困難も多分出てくるのだと思うのですけれども、いろいろな考えを持っている人もいらっしゃいますから。そういう困難に耐えながら進んでいくという、まさに三浦綾子さんの小説にも書いてありますとおり、みずから町民に示していただきたいなというふうに考えておりますが、それについても少し考えを伺いたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のまちづくりに対します思い等についての御質問かと思っております。お答えをさせていただきますが、議員も御発言いただきましたように、ことし、120年を迎えたということで、従前にさらにパワーアップしたイベントを開催させていただいてきております。

そういった中で、以前にも申し上げたことがあろうかと思いますが、非常に今年に限って特徴的な事象として感じられるのは、本当に町民の皆さん方が、みんなで協力しようと、町長、我々も協力するから、ぜひ町も力をかしてほしいという声が、これまでになく強く寄せられてきているというのを肌で感じております。

そういったことも受けとめまして、私は、過去の歴史を後世につないでいくということも、これはやっぱり絶対外せないことだと思っておりますので、そういった両面を持ち合わせる一つの大きなイベントとして、映画化ということは大いに期待できることだというふうに考えておまして、佐川議員からもお話ありましたように、ともすれば、語り受け継がれていくことが希薄化するものを、こういった映画化の中で、上富良野の歴史をしっかりと伝える。

一方では、上富良野町民の心を一つにするということにつなげてまいりたいと、そのように考えているところでございますので、まだまだ歩み出したところでございますので、これから皆さん方からいろいろ御意見を賜りながら、進めていければと願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 最後に、関連なのでございますけれども、やはり映画化に向けては、予算というものが絶対ついてくると思います。

そこで、少し伺いたいのですけれども、6月21日から8月末まで、ふるさと応援モニター事業で

の寄附が2,915件、3,653万5,000円がふるさと応援寄附モニターということで、寄附をいただいたというふうに聞いておりました。現在もまだ寄附額が少しずつふえてきているというふうに考えておりますけれども、また、企業版の寄附も含めたり、いろいろなところからの、予算について少しでも軽減するような形で考えていらっしゃるのだと思うのですが、また、総務省からのほうの補助金等も含めまして、今後どのように展開していきけるような考えをお持ちなのか、そこを聞いて最後にしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、前段、全員協議会の中でも少し、考え方の基本だけを述べさせていただいたところでございますが、本事業につきましては、まず、内閣府が行っております地方再生事業、これらの活用をまず念頭に置いているところでございます。それにつきまして、現在、申請中でございますが、これらの決定を受けることができましたならば、それらの事業を最大限活用しながら、その中には、当然企業版のふるさと納税も事業の中で想定しているところでございますので、そういったものを多重的に組み合わせて、なるべく負担を軽減しながら、あるいは制度を利用しながら、そして一方では、いいものを用いるような、欲張りですが、こんなことを念頭に置きながら、これから大いに行動してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 続いて、中央コミュニティ広場のテント利用の規約についてに移りたいと思います。

平成26年度から現在までの利用者の推移を伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 中央コミュニティ広場のテントの利用人数についてお答えいたします。

平成26年7月から利用が開始されまして、26年度は、人数で1,266名、27年度が2,412名、28年度は4,590名の利用をいただいているところであります。今年度におきましては、まだ7月末までの集計でございますけれども、3,501名の御利用をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 数字的なものは、今、再確

認させていただいたのですが、実際にテントを利用している若い団体、女性の団体も数多く最近では利用されております。

実際に私が体験したのは、たしか5月31日だったと思うのですが、パークゴルフ管理職等の方たち、町の商工会や、いろいろな方たち、農業委員会の方たちも出席されておりましたけれども、そういった中で、ちょっと問題発言をするような方が実際にいらっしゃいました。私は本当にびっくりしました。「おまえら帰れ」と言われたのです。あれは、例えば女性の団体だとか、飲食を伴っておりますので、皆さん、おいしい焼き肉を食べながら、おいしい上富良野産のビールをいただきながらということですので、ちょっと悪酔いしているのかなというふうに思ったりもいたしましたけれども、今後そういった利用者が不愉快な思いをさせないと、そういうような配慮も必要ではないかなというふうに思っております。

規約のほうを読ませていただきましたけれども、第6条の行為の禁止というところがありまして、これは、コミュニティ広場におけるの損傷だとか、ハード面を書いてあります。植物の採取をすることを禁じるとか、土地の形質を変更することとか、張り紙をしてはいけないとか、そういうハード面でのことが書いてあります。また、第5条にも書いてありますけれども、実際に迷惑行為というものに対する規約は一切書かれておりません。

最初、町長もおっしゃっていたように、利用者の善意のもとで利用されているという部分が町民にも広く理解されている部分で、皆さんがいろいろと集まりやすい団体の中で、気楽に使用してきているのだという実態もあります。

それでも、やはりそういういろいろなことを発言するような方が出た場合に、やはり今後どういう人が出てくるかもわかりませんので、やはり確認という形をとるのもいいのか、同意書という形をとるのがいいのか、それについては、今後、考えていくべきではないかなというふうに思っております。それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の中央コミュニティ広場の活用についての件についての御質問にお答えさせていただきますが、基本的に、何度も申し上げておまして、議員も御案内だと思いますが、まず、御利用に当たっては、届出書に、先ほど冒頭でお答えさせていただきましたようなルール、マナー等について記載をさせていただいております。そしてそれを、御使用いただく責任者の方々に確認させていただいて、そして御利用いただいで

いるという状況でございます。そもそもこういったことは、性善説に基づいて組み立てられておりますので、やはりお酒も伴っていることから、不用意な発言も、それは起き得る可能性は否定できないところでございますが、それは、そのモラルをしっかりと守っていただくというようなことに、やはり委ねることが一番いいかというふうに思っております。

また、前段御質問にありました、制限するようなものにつきましては、コミュニティ広場、町内の全てを共通して制定しております条例でございますので、中央コミュニティ広場のみのことということではない状況でございますので、繰り返しますが、やはり御利用いただく皆さん方、お互い町民でございますので、そこは性善説に基づいて、しっかりと譲り合いの精神で御利用いただきたいということを、これからは徹底していくように心がけたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 先ほども人数を伺いました。それで、いろいろな多様な団体が利用されているということも確認できております。お酒も飲む場所、多くの方が結構楽しみながらということで飲んでいきます。そんな中で、やはり何か問題があったときに、商工会の管理人だけの対応でいいのかな、それで何か問題が起きたときはどうするのだろうという不安から、今これで、規約をもし変えないとしても、同意書なり、何かもう少し、善意で理解させるということだけではなく、やはり使用者として、利用するに当たっては、モラルをもう少しきちっと理解させてから、それから利用していただく。そこら辺の確認をする作業ぐらいはしていただかないと。

女性は特に、怒鳴られるだとか、そういうことには大変心に傷がつきます。私も何回も経験しておりますけれども、これは、若い子育て世代のグループが、例えば大人で高齢になっている方たちから罵声だとかを投げられたときに、こんな怖いことではたまらないという気持ちになってしまいかねないのです。そういうことが起こる前に、もう少し手だてを考えたらどうですかということで、今、質問させていただきます。

私、何年も前に、今、思い出したのですけれども、嵐というグループがあって、JALの商業に出ました。当時の副町長は違う方だったのでございますが、協議会のときに私は、観光客がすごくたくさんふえてくると、それが見込まれるので、ぜひ地権者の人たちが迷惑行為を感じないように看板を立てるなり、何か手だてをしていかないと、今後、観光客も含めて、地権者の人もいろいろな思い、嫌な思いをする可能性が出てきます。だから看

板なり何かを設置してくださいというふうにお願いしました。そうしたら、あつと言う間に、その後、事件が起きまして、5本の松の木、それはもう絶対観光に使ってくれるなど、地権者との問題も発生しました。

やはり危機管理という点からも、ぜひ利用者が今後ともずっと楽しい場として利用していただくために、規約は全部変えないにしても、やはり利用マナーとしての確認をしていただくような、そういうものをつくるべきではないかなというふうな思いがあるものですから、そういうふうになら、進めてほしいなと思って発言をしているのです。それについて、町長からもう1回お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

中央コミュニティの大型テント等の御利用に当たりましては、先ほども申し上げましたように、使用届の許可をする段階で、注意事項をしっかりと確認した上で使用許可をさせていただいております。

また、御心配の向きはわかりますが、例えば土日だと夜間に及びまして管理をしていただいております方については、そういったことに対する対応をお願いしているものでございませぬので、管理をされている方に対して直接、そこに介在していただくということは想定しておりませぬ。

いずれにいたしましても、町民の町民のための施設でございますので、私は、先ほど例として述べておられましたような不特定多数の観光客を対象としたような施設ではないということから、そこは切り分けて私は判断してもいいのではないかなと考えているところでございます。

そういうような観点から、今後におきまして、責任者の方は確認をした中で許可をしておりますので、認識をしてくれていると思っておりますが、多くの仲間の方々まで行き届いているかどうかはちょっとわかりませぬので、冒頭お答えさせていただきましたように、もし余り違和感を持たれないように、少しさりげなく、そういったモラルについての掲示をするとか、そういうことは今後検討することも必要かなと、そんなふう考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） やはりそういう問題が起きてからでは遅いと思っておりますので、ぜひ少しでも、町長の思いは何となくわかります。厳しくすることとはしたくないという思いがあるのだと思っておりますけれども、私も規約でがんじがらめにすることをお願いしているのではないのです。ただ、やは

りいじめもそうですけれども、いじめられてしまった人がいたら、それでも予防はもう終わってしまっているという形です。被害者が出てからでは遅いのです。だから、できる限りそのようなことのないような考えを町として進めていただければというふうに、商工会は一生懸命やっているとは思っていますけれども、それでも、やはりそういう規約がないことから、勝手に自分で判断ということはもちろんできませんので、町のほうからそういう声をかけていただくなり、文章をふやすなり、何かしていただくということをお願いしたいなど。それが大事ではないかなというふうに思いますので、もう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになる部分もあろうかと思いますが、いづれにいたしましても、町民の皆さん方がせっかくコミュニケーションを図る場所がございますので、気持ちよく使っていただけるように、例えば事前にもう少し周知をしっかりできるような仕組みができれば、そういったことは検討してもよろしいかと思えます。あるいは、先ほど申し上げましたように、さりげなく、使用に当たっての注意事項等を皆さんの目に触れるような方法での掲示も、これも一つの方法かと思えますので、管理していただいております商工会ともう少し、現場の実態をよく理解した上で、検討させていただきたいと思えますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 再質問ございませんか。

以上をもちまして、3番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目について、町長に御質問させていただきます。

まず1項目め、外国人観光客受け入れ整備についてです。

国土交通省の統計では、昨年の訪日外国人旅行者数は前年比22%増、2,403万9,000人となり、過去最多記録を更新しております。政府は、東京五輪・パラリンピックが開催される2020年の訪日観光客数を4,000万人までふやす目標を掲げております。

近年、外国人観光客が上富良野町に多く訪れており、町の活性化にとっては大いに歓迎すべきことであります。しかしながら、マナー違反をする外国人観光客がふえてきております。ついては、外国人観光客受け入れ態勢の整備、対策が必要と考えます。

そこで、次の2点について、町長にお伺いいたします。

1点目、我が町の基幹産業である農業の農地に、写真撮影などで、許可なく侵入する外国人旅行者が後を絶たないと聞かれます。町長の現状認識と、苦情などが町に来ていないのかお伺いします。また、今後の侵入対策についての具体的考えもお伺いいたします。

2点目に、交通事故などの防止対策に関し、外国人観光客をターゲットにした看板設置などの具体的取り組みについてお伺いいたします。

次に、2項目め、特別養護老人ホームラベンダーハイツ事業についてお伺いいたします。

平成27年度からラベンダーハイツ事業特別会計は大変厳しい財政運営をしております。歳入不足から繰上充用も2年連続で行われ、町長においては、4カ年の経営改善計画を作成し、経営改善の努力をされているところですが、今後の取り組みについてお伺いさせていただきます。

まず1点目、本年度上期4カ月分、4月から7月の施設利用者数及び1年間の収支見込みについて、現在までの利用状況をどのように分析し、認識されているのか、また、目標達成に向けた利用者数増の具体的な取り組み策についてお伺いいたします。

2点目に、利用者向上に向けたPR不足から、広報紙の活用や社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携を行うと予算特別委員会で発言されておりました。これまでの間、どのような取り組みを具体的にやってきたのかお伺いいたします。

最後、3点目ですが、ラベンダーハイツは、建設から既に三十数年以上が経過し、老朽化が著しい状況にあります。時代の背景とともに入所者のニーズも多様化していると考えますが、今後どのような整備をされるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの外国人観光客の受け入れ整備に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、近年、外国人観光客の増加が続いていることから、北海道においては、平成32年度の外国人宿泊者数の目標値を300万人から500万人に上方修正しており、本町においても平成28年度には1万人を超え、前年度比で20%増となっております。

外国人観光客は長期的に滞在し、広域的に周遊する傾向があることから、地域の活性化に大いに期待するところではありますが、日本人には当たり前と思っているルールやマナーを理解されず、問題とな

る事案なども耳にするとところであり、これらの対策も重要な課題であると受けとめております。

まず、1点目の外国人観光客の農地への立ち入りについてであります。外国人観光客が多く訪れる夏場を中心に、農業・観光双方の部署へ苦情が寄せられている状況にあります。とりわけ農業者の皆さんが一番危惧をしておりますのは、圃場への病害虫や病原菌の侵入であり、このことは私も深刻な問題として受けとめているところでもあります。

現在講じている対策といたしましては、日本語・外国語を並記した「立入禁止」看板を設置し、立ち入りの抑制を図っているところではありますが、対策に当たりましては、対象範囲が大変広範にわたることから、対応に苦慮している実態にもあります。

このような状況にあります。防衛策として、生産者団体が独自に取り組むものを初め、生産者、JA、上富良野町集落協議会の3者共同により、行政も加わった中で、中山間事業を活用し、「立入禁止」看板の設置を行っているところでもあります。

しかし、農業関係者の自己防衛だけではなく、観光業界も含めた全体の課題として捉えるべきものと認識しており、これまでも入浴やトイレ、ごみの問題など、外国人観光客のマナーが指摘されてきましたが、現在は、これらも徐々に改善が進んできているところであり、今後も観光関連事業者等の御協力をいただきながら、外国人観光客への情報提供やマナーの徹底、改善について取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の外国人観光客に対する交通安全対策についてであります。海外と日本の交通標識の違いにより、一旦停止の「止まれ」標識を理解せず、交差点に進入しての事故は最も危険性が高いと考えられます。

そのようなことから、事故の発生箇所及び危険性が高いと判断する箇所に、国際基準である「STOP 停」の標識を平成27年度から、これまで6カ所設置いたしました。さらに、本年度においては、一定の効果が期待できる方策として、41カ所の舗装路面に「STOPマーク」と「減速マーク」を表示し、注意喚起をしているところでもあります。

また、富良野地区安全運転管理者協会・富良野警察署が作成しました国際標識を表示したうちについても、本年度の今交通安全キャンペーン時に配布するなど、警察及び交通安全関係機関と連携した取り組みを実践しているところでもあります。

いずれにいたしましても、観光振興は重要な要素でありますので、外国人を含め、訪れる方々に安全対策と同時に、当町はもちろん、富良野・美瑛の広

域観光エリア、さらに北海道全体の魅力を十分に感じていただき、末長いファンになっていただけるような取り組みの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのラベンダーハイツ事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のラベンダーハイツの本年度4月から7月の施設の利用者数と、1年間の収支見込み等に関する御質問についてであります。延べ利用者数は、介護施設入所、いわゆる特養でございますが5,873人、ショートステイが799人、デイサービスが1,561人で、稼働率は、介護施設入所が92.6%、ショートステイが81.9%、デイサービスが60%となっております。

また、1日の平均利用者数は、介護施設入所が48.2人で、目標の49.6人に対しまして1.4人の減、ショートステイが6.6人で、目標の6人に対し0.6人の増、デイサービスが15人で、目標の15.5人に対し0.5人の減となっており、いずれのサービスも目標値前後にあります。稼働率においては課題を残しており、さらに努力を重ね、職場一体となって、選ばれる施設となるようサービス向上に努めてまいります。

なお、8月以降につきまして、これまでの実績をもとに収支を推計した場合、一定程度の経営改善が図られるものと見込んでいるところであります。

今後の目標達成に向けての具体的な取り組みにつきましては、介護施設入所においては、特例入所の活用によるショートステイ空床ベッドの活用、入退所手続の速やかな対応、介護・看護の連携による健康管理の徹底、ショートステイにおきましては、長期入院者の空床ベッドの活用を、デイサービスにおいては、利用者や家族に対する継続利用や回数増の働きかけのほか、地域包括ケア会議やお元気かいを通じての呼びかけなどを行ってまいります。

また、デイサービスにおいては、現在、アンケート調査を実施中であり、回答結果を分析し、改善を進めながら、さらなるサービスの向上に努めてまいります。

いずれにいたしましても、大原則は、どなたにも安心して御利用いただける施設であると認めていただけることであり、これからもさらに改善が図られるよう努力をしております。

次に、2点目の利用者向上に向けたPR等への対応についてであります。介護施設入所、ショートステイにおきましては、日常業務の中での情報交換や入所判定委員会を通じての利用者の確保、デイサービスにおきましては、社会福祉協議会や地域包括支援センターのケアマネジャーを夏まつり行事に

招待したり、運営状況を見ていただき、理解を深めていただけるような対応を図っておりますが、今後におきましては、さらに利用者の増加につながるよう、直接町民の皆様や利用希望者へ、広報誌等を含め、多様なPR活動を図ってまいります。

次に、3点目の施設の老朽化における今後の整備についてであります。議員御質問にありますように、ラベンダーハイツは建設から30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあることから、まず、基本的には、現在の施設の長寿命化を図ることを最優先とし、設備の保守点検を確実にを行い、入所者・利用者の生活に支障を来さないよう努めるとともに、安心・安全なサービスが提供できるよう維持管理に努めてまいります。

また、中長期的な観点からは、既に私としての考えを述べさせていただいておりますように、第6期総合計画の中で、今後の施設のあり方等について、検討が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） まず、1点目の農地侵入に関しての再質問をさせていただきます。

現状認識に関してですが、最近では東南アジア諸国からウェディング撮影のために多くのカップルが来町しております。そんな中、とっておきの1枚を畑の中で撮ろうと、同行するカメラマンがそのカップルを畑の中に入れてたり、また、同じようなシチュエーションですと、外国人の方の認識は、畑自体は、農作物が植わっているところだけという認識で、アスファルト手前で車をとめて、アスファルトの中から植わっているところを避け、横を歩いているのですけれども、実際はそこも畑として農地の方は認識しているところであります。

そういったマナー違反が後を絶たないということをよく、私は観光業に従事していて、関係機関である観光タクシーの運転手さんや、その他ドライバーさんから耳にする機会が多いです。町長の耳には入っていないですね。

そんな中、御答弁にありました外国語並記の看板に関して、設置をされているということですが、現在、その効果はどのようにお感じなのか御確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番 荒生議員の外国人観光客等のマナーについての御質問にお答えさせていただきますが、現在、立入禁止等の看板設置をさせていただいておりますが、その効果がどのように上がっているかという点につきましては、まだ取り組

みを具体的に実施してから日が浅いこともありまして、具体的な、例えば農作物がウイルスに感染したとか、あるいはそういったような具体的な事例として報告は受けておりませんが、これらは、じゅわじゅわと効果をあらわしてくるものだというふうに思っております。速効性を期待できるものではないというふうな認識を持っております。

○議長（西村昭教君） 9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、質問を変えます。上富良野町には、1990年に選定された上富良野八景がございます。いわば、町民が思う我が町の景色です。現在、観光協会では、今年度、7月1日から9月30日までの3カ月間、上富良野八景ラリーを行っております。観光客の誘客を図っております。現在、7月1日から8月20日の統計で、約370名の方が参加をされているというお話を聞いております。今後もまだ集計のデータまで一月半弱ありますので、相当数の方がこの八景を楽しみに訪れていると思います。

この八景ラリーのチラシや上富良野町が出している観光のエリアマップ、こちらの中にも、農地への侵入に対しての啓発・啓蒙は、実際に観光面でも立ち入りの抑制をしっかりと図られているということは認識しております。

私も仕事柄、八景等は車で回っていく中、よく江花地区ですとか旭野地区で見かける立入禁止の看板、これは、町長が先ほど御答弁された4カ国語並記の新しい看板ではなく、以前からあると思われる、種子馬鈴薯部会上富良野支部が作製した「立入禁止」、また、その立入禁止の看板の中には、文言で「無断で侵入の場合には罰金を科します」という看板も2種類ぐらい目にすることがあります。この罰金に関してなのですけれども、例えば侵入に際して、軽微なものから重大なものまでいろいろ種類があると思いますけれども、罰金の設定金額というのは実際にあるのかどうか確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、種子馬鈴薯部会で多分設置されている看板をことを指しておられるかと思いますが、これらにつきましては、部会が独自に設置して、自己防衛を図ろうとしているところでございます。罰金等につきましては、これは、条例を置かなければ科せることはできませんので、実際、それは言葉として効力は期待しているのですが、町として、そういったことに対応する体制はできていないわけではございません。

○議長（西村昭教君） 9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、ただいまの質問の罰

金とかというのは、ただ注意喚起を強く促すという認識でよろしかったですね。

次に、町長の御答弁でもありましたように、農業者の方々が一番危惧されているのは、圃場への病虫害や病原菌の侵入であります。町長も深刻な問題と受けとめていらっしゃると思いますが、対象範囲が余りにも広範であるということで、対応に苦慮されているということを述べています。

今後、急速にふえるであろう外国人観光客に対応するため、そして、我が町の大切な基幹産業である農業の農業者、農地を守るためにも、ぜひ関係諸団体と連携、協議し、すぐにでも必要な箇所への看板設置を御検討ください。

その看板自体は、立ち入りを強く制限するものではなくて、J A ふうのが出している黄色の看板、「ここは皆様が食べる大切な野菜畑です」。これは、目から見ても、確かに黄色と赤い文字で、注意喚起は強く伝わるのですけれども、文言がソフトに書かれているため、比較的目に入りやすく、観光客の方に対しての注意喚起としては、割りと優しい文面だということで私もいいなと思いました。

このような例をもとに、これからふえるであろう観光客の方に、ぜひ農地を守るためにも、素早い対応で看板の設置を御検討ください。

現在、ジオパーク活動、いよいよ今月27日に認定の会議が決まりますけれども、ジオパーク活動の中にも、重要課題として環境の保全・保護が位置づけられております。当町の大切な農業、それから観光を、共存共栄というのは必要不可欠なことです。向山町長には、ぜひ農業と観光の両立を、より高い次元で目指していただき、この美しい農業景観を守るためにも、外国人観光客への情報提供やマナーの徹底、改善に積極的に取り組んでいただくと同時に、防衛策の強化に努めていただきたいと思います。もう一度この件に関して、町長の考えをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の外国人観光客に対します農地等の保全についての御質問にお答えさせていただきます。

当初のお答えでも少し触れさせていただきましたが、かつては温泉場の食事マナーだとか、あるいは入浴マナー、それから、ごみの排出等、非常に一時は、外国人観光客の皆さん方に対して冷たい視線が向けられていた時代が私も記憶しております。しかし、そういったことも観光事業者、あるいは旅行会社もそうですが、あるいは宿泊先の皆さん方、あるいは地域の皆さん方が根気よくマナーの徹底を呼びかけてきたところ、私は、現在はそういったことが

相当改善されているというふうに理解しております。

同じく、農地への侵入等も根気強く、余り強い言葉を発するのではなくて、そういった観光に訪れる方だけではなくて、そういったことをサポートしている事業者の方々の力をかりて進めることによって、私は改善していくものというふうに思っておりますし、町といたしましても、そういった農業者の不安を取り除くことには、これからも意を用いてまいりたいと考えておりますので、いずれにいたしましても、交通安全等の危険も含めて、農業者の皆さん方は、加害者になるのではないかという不安を常に持っております。そういったことにも目を配りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 次に、2点目の外国人の交通安全対策に関してお伺いさせていただきます。

御答弁では、27年度より6カ所の「STOP」の標識の設置、それから41カ所の舗装路面の「STOP」、あとは「減速」のマークということで、近年、私の家のすぐ前でもSTOPという文字を拝見したときには、やはりその対策をしっかりと講じられているような認識を受けまして、非常にいいことだと思います。

これは、最近、実際に夜間、ドライバーとして走った外国人の方にお尋ねをしたことがありまして、そのお客様の見解を述べると、夜間は、このSTOPマーク、対向車のライトがあるときには余り、対向車のライトがドライバー目線に合うということで、下にSTOPというマークが表示されたことには気づかなかったというお声がありました。

私も検証するために、日中それから夜間、同様に走ってみましたが、日中は割りとドライバーの目線に、まず、赤い「止まれ」の一旦停止のマークが上から入り、下の停止線を我々日本人は気にしますので、そこを見るときに、「STOP」としっかりと書かれているという確認はできますが、夜間は、やはり一時停止、STOPラインの向こう側に車がいたときに、そのライトを気にしてしまうと、あっという間に車両が停止線まで進んでしまっていて、果たしてこのSTOP表示というのが、今現在、信号機のない交差点で注意喚起をされているということですが、やはり私が思うには、もう少しドライバー目線に立って、足元の舗装路面だけではなく、目で見える高さに注意喚起の案内、看板があればいいなと思います。町長、この件に関して考えをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の外国人観光客に対します交通安全の標識等の掲示についての御質問にお答えさせていただきます。

これまで、今、STOPの表示をさせていただくなど、やっと、私の実感から申し上げますと、数年も前から警察等、あるいは公安委員会等に改善を要望してまいりました。しかし、ハードルが余りにも高く、やっとこういった表示がしていただけるようになりました。

これらを考えますと、我々が感じている、また、荒生議員がお話にありましたような、実体験を通じての認識というのが、どうも私は公安委員会なり、それぞれ各警察署独自で対応できないことになっておりまして、非常にハードルがあるということを実感しておりますので、根気強く、今お聞きいたしましたような事例も含めて、具体的に今後要望を続けながら、実効が上がるような方法を講じてまいりたいと考えておりますので、ぜひお知恵をかしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、平成28年度、富良野署管内での事故の発生状況ですが、この管内は、1市3町1村をあらわしていますが、28年度人身事故が57件、うち外国人が5件、その中でも当町で外国人が事故に遭われた例は、人身事故が2件あります。

ことし、29年は、現在まだ集計中ということで、正確な数字ではありませんが、人身事故は40件弱、うち外国人が3件、また、残念ながら当町で、この外国人3件のうち2件の事故が発生しております。物損事故も900件を超え、昨年の数字にかなり、もう8カ月で追い越すような数字になっていまして、その中でも、外国人が起こす事故というのが、本当に年々増加傾向にあります。この統計によると、事故の大半が、やはり交差点での出会い頭の事故だと言われています。

もともと国別に交通規則や習慣が異なりますが、近くの国でいうと、韓国は日本と違い右側交通ですが、信号が赤でも右折は可能です。今度は、香港ですと、日本と同じ左側交通ですが、やはり赤信号でも左折は可能です。

こういった国によって異なる交通規則がある中、やはり先ほども、復唱になりますけれども、信号機のない交差点だけではなく、やはり信号機のある交差点でも、このような注意喚起がさらに必要かと思われませんが、この件に関して、町長に伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお

答えさせていただきます。

交通安全対策、さらには、事故の発生状況につきましては、議員から御発言ございましたが、非常に当町におきましても、外国人が関係いたします交通事故が起きている実態でございます。富良野警察署等でも大変課題というか、問題視してくれておりますし、それらの事故防止のために、特に、パトカーの走行頻度を高くしたりというようなことで、対応もしていただいておりますが、まずは、そういった交通安全標識等の整備が必要かと思いますが、これもなかなか、こういったものが速効性があるかということは、非常に、なかなか答えを見出せない状況にあります。

しかしながら、私どもは、町独自でできることと、あるいは公安委員会と警察署の力をかりなければならないことがありますので、町ができることは積極的に取り組んでまいりますが、あるいはそういった警察署なり公安委員会に要望していくことも踏まえて、安全性を高めることについては、できるだけの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ情報を、町といたしましては、こういう交差点が非常にふだん、危険を感じるのか、そういうところは、お住まいの方が一番実感しておられますので、そういう情報収集も含めて、対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） この交通安全に関しては、最後の質問になりますが、現在、国交省では、この秋より、訪日外国人のレンタカー利用が多い北海道において、レンタカー会社、警察署、観光協会などと連携し、ETC2.0やドライブレコーダーを搭載したレンタカーを利用する外国人が、どのエリアが急ブレーキを踏んだかといったデータを集約し、事故を起こしやすい危険箇所の実施し、外国語に対応した標識や看板などの設置をして、日本の交通規則や道路標識への理解を促進していくと発表しました。

当町の魅力を十分に感じていただき、末長いファンになっていただけるような取り組みの推進のためには、ただ多くの観光客に訪れていただくための目標数値を上げだけではなく、受け入れ態勢のソフト面、ハード面の整備が必要と考えます。外国人観光客がふえることで当町の経済が潤うことはとても喜ばしいことです。

一方で、町民の安心・安全が守られず、被害が及ぶのでは本末転倒と言えます。町長には、ぜひスピード感を持って、来たる3年後の東京五輪・パラリンピックに備え、訪れる外国人観光客に安心・安

全を提供できるよう道や国と連携をして、受け入れ態勢の整備に取り組んでいただければと思います。

最後に、意気込みをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員が御発言にありましたような、安全対策をしっかりと講じていくということは、これからも続けてまいりたいと考えております。

一方、私、常に愚痴っぽく警察へ行って申し上げるのですが、非常にカーナビを頼って走ってこられる方がほとんどと言っていいぐらい、そういう状況にあります。カーナビに集中する余りに交差点に目が行かないというような、そういうことが必ず起きておりますので、ぜひソフトの開発メーカー等の協力も仰いでいただきたいというようなことを申し上げておりますので、さまざまな角度から安全対策を講じていただくように、私どもも取り組んでまいりますけれども、上部機関にも申し上げてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 荒生議員、まだ質問あると思いますので、午後にしていただけませんか。

○9番（荒生博一君） 了解しました。

○議長（西村昭教君） それでは、昼食休憩といたします。

再開は、1時とします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

午前中の一般質問、荒生博一君の再質問を許可いたします。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ラベンダーハイツに関して再質問させていただきます。

介護施設入所が、平成29年度目標に対して1.4人の減、デイサービスが、目標に対して0.5人の減と答弁されております。ことしの8月以降、これまでの実績をもとに収支推計した場合、一定程度の経営改善が図られていると見込んでいるとの答弁がございました。幾ら見込んでいるのか、その推計額はお幾らなのか確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のラベンダーハイツに関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、四半期をもつての推計を持っておりませんが、既にこれまで厚生文教常任委員会等においても、経過を御報告させていただいているものかと思いますが、非常にまだ期間が短期間なことから、一応推計値は持っておりますが、この数字がひとり歩きするというようなこともいかなかなというようなことを考えておりますが、必要であればお答えさせていただきますが、改善の方向に向かうというような推計をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） たしか本年度の当初予算では、予備費の360万円がおよその、何事もなければ黒字になるという説明がございました。現在の利用者数が当初の目標に達していないのになぜ好転するのか。まだ、現在、上期4カ月を経過したばかりということで、実際に数字はお持ちということでしたが、その数字はお聞きしませんが、経営改善が図られるという、その好転の理由があればお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

数字等についても、明らかにすることは何らためらうものではありませんけれども、それがありきというようなことで御理解いただくと、ということで申し上げたところでございますが、3事業、入所、それからショートステイ、デイサービスも含めまして、ほぼ目標値に近い水準にございます。

加えて、介護報酬等につきましては、介護のサービスによって金額の多寡がありますので、それらによって介護料を、収入の部分がある程度、少し確保できるのかなど、そういう見通しも立てておまして、加えて、現在の利用者の推移が維持できれば、その目標値はございますが、ほぼ、私どもとしては目標値に近いという見立てをしております。

しかし、冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、稼働率においては、まだまだ達しておりませんので、それらを高めていきつつ、最終的には経営改善に結びつくようにというふうに見立てをしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、再度確認ですが、本年度赤字にならないための施設利用目標者数は、年度当初に定めた介護施設が48.2人、それからショートステイが6人、デイサービスが15.5人でよろしかったですか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、述べられたとおりでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、引き続き利用者増に向けて頑張っていたいただければと思います。

この1点目の質問の目標達成に向けた利用者増の具体的な取り組みについてということで、御答弁では、デイサービスにおいては、現在、利用者アンケートを実施中と答弁をされています。どのような目的で、今、実施されているのかお聞きします。

また、いつから、そして、誰を対象に、そして、いつまでの間、実施するのか御答弁願います。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 9番荒生議員の御質問にお答えいたします。

今、デイサービスにおきまして、9月1日現在で発送いたしました、9月21日までの期間をとって、今、アンケート調査を実施したいと考えております。

内容といたしましては、送迎サービス、それから職員の対応、それから食事、入浴、レクリエーション行事、それから、デイサービス自体に満足しているかどうか、また、その他の特別な意見があればということで質問おりまして、対象者は、利用者の家族でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 目的についてお伺いしていましたが、その答弁はいただけますか。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 目的につきましては、利用者の現在、デイサービスを利用している中における要望等の取りまとめといいますか、それから、家族におきましても、実際には手帳等を介して、送迎の際に情報交換もしておりますが、実際なかなか直接意見を言う機会がない、機会というよりも、リラックスした形で意見を求めるようなことがなかなか難しいのではないかとということで、今後のデイサービスにおいて、不足している部分を把握する目的で、なおかつ、それを結果として、今後の「なごみ」のほうに掲載いたしまして、我々もそれを念頭に置きまして、さらなるデイサービス自体のサービスの向上に努めてまいりたいと考えていることで、行っている調査であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 確認ですが、経営改善を目的に実施しているという認識でよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、前段お答えの中で述べさせていただいておりますが、本当に町民の皆さん、あるいは御利用いただいている皆さんに選んでいただける施設かどうかと、もう1回検証しましょうと。それは、先ほど所長からも、アンケート項目の中で述べさせていただきましたように、さまざまな方面から、観点から直接お声をいただいて、そしてもう1回、自分たちのやっていることを見詰め直しましょうということも大きな目的でございます。必ずこういったことを積み重ねて、選んでいただける、真に選んでいただける施設にもう1回戻ってほしいと、そんなふうな思いを込めているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） アンケートは素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今後とも経営改善の糧になるような意見を取り組んでいただき、引き続き継続的に実施していただければと思います。

次、2点目の質問の利用者向上に向けたPRに関して、こちらの再質問ですが、この御答弁では、利用者向上に向けた取り組みが、デイサービスのマネジャーを夏まつりの行事に招待したと書かれていて、これまでの間のことをお尋ねしますが、利用者向上に向けた取り組みというのは、ただデイサービスのマネジャーを夏まつりに招待しただけなのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどのお答えにもつながってまいります。要するに、ラベンダーハイツの事業所運営の真の姿を見ていただきたい。お祭りにお招きするというのではなく、方法として用いておりますけれども、要するにラベンダーハイツの事業がどういう姿で行われているかということ、真の姿をケアマネの方々等に見ていただくことにより、信頼を勝ち得て、そして利用者増につながるというような、そういう思いを持ってお招きして、実態を見ていただいていると、そういう趣旨で捉えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、今後において、直接町民の皆様や利用希望者へ、広報誌等を含め、多様なPR活動を行うと答弁されております。この広報誌等などは、どのようなものが対象になります

か。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

町広報誌はもちろんでございますが、場合によってはチラシを入れさせていただくとか、あるいは高齢者の団体の会合等に行つてPRをさせていただくとか、さまざまなことが考えられます。それらを念頭に置いたものでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

昨年、同僚議員が一般質問で、介護施設などの一層の充実を求めた質問がなされました。その際の御答弁は、ラベンダーハイツにおいては、増床計画を持ち合わせていないし、個室化の転換も施設の規模等の制約もあり、ユニット型施設への転換は無理だと答弁されています。

そこで、今回の答弁では、現在の施設の長寿命化を図ることを最優先と言われております。その中で、設備の保守点検を確実にを行う。これはもちろん行政としても、我々民間事業として、例えばエレベーターの管理一つとっても、定期点検とか、そういったものは当たり前のことで、ここに御答弁されている意味がちょっと私も理解しかねるのですが、もしこの保守点検を確実にを行うということを的確に明記されているのであれば、施設が今現在どのような部分が劣化して、今、修理が必要かという認識は、今現在持ち合わせていますか。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 9番荒生議員の御質問にお答えいたします。

現在、施設の整備計画の中で、ハイツとしてどのような箇所の整備が必要かということでございますが、今現在、ボイラー、それからリフトバス、屋根の改修、屋上改修等、項目として考えておまして、この中で、実際に例えば来年度実施するのはどれなのかという部分につきましては、今、建設水道課のほうと調整をいたしておりますし、また、今後、町長とのヒアリングの中で、どれを優先してやっていくのかという部分も、財源の関係もありますので、それを含めながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ぜひ早い段階での現状把握により、適切な処置を講じながら施設の適正な維持管理を図られていただきたいと思つています。

それでは、最後に質問ですが、国立社会保障人口問題研究所によりますと、全国の後期高齢者人口が現在よりも急激に増加し、2025年までには約2,180万人となる見込みであることが報告されています。超高齢化社会への対応が急務なことにより、急速な入所施設の整備促進と住宅介護の充実が現実となり、まさにすぐそこまで来ていると言っても過言ではありません。

町長が、考え方として、大きなプロジェクトの一つに、病院、老健、特養を一体で整備したい旨の考えを以前述べられています。今現在のお考えを再度確認し、質問を終了させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の長期的な展望に立った医療・介護施設等の考え方についての御質問にお答えさせていただきますが、議員がただいま御発言いただきましたような、長期的な意味合いでは、やはり医療・介護が一体となった、そういった運営というものがこれから求められる姿でないかというふうに私は理解しているところでございます。

特に、以前にも発言させていただいたと思つますが、医療資源、要するに人的資源、ドクターあるいは介護士、看護師、そういった方々がこの町内の中で、限られた資源が分散して、今現在活躍をいただいているわけですが、こういったことによる非効率というのは、非常にちょっとマンパワーが不足しますと、全体に影響を及ぼしているのを感じておまして、そういった施設が集約化することによって、そういう資源も有効に活用でき、さらには、御利用いただく皆さん方にも安心して、医療・介護のワンストップ化、言葉は適切かどうかわかりませんが、そんなようなことを理想として描きながら、6次総の中で方向づけをできればと願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

続いて、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告しています2項目、4点について質問いたします。

平成30年度よりの米生産調整廃止後の政策の方向性について。2項目め、不育治療費の助成について。

第1項目めの今後の方向性と町の位置づけをどのように考えるか伺う。

2、現在、水田利活用により、作目のすみ分け（調整）がうまく機能していると思うが、今後もこ

れを続けるために必要な条件整備について伺う。

3、政策変化に対応するには、経営体に対して正確な情報と将来像、所得確保が重要な条件になると思うが、町の対応を伺う。

昨今、概算要求が農林省から出されているが、米の生産調整の誘導策が不透明と言われている現状をどう考えるかを伺いたいと思います。

不育治療の助成について。

不育症に対して、本年度より道は助成事業を行っているが、それを補う意味も含めて、本町でも助成事業を立ち上げるべきと思うが、どのように考えているか伺う。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの平成30年度に控えております米の生産数量目標廃止後におきます政策の方向性に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今後の方向性と町としての位置づけや対応についてであります。国におきましては、生産者や集荷業者・集荷団体が中心となり、需要に応じた生産が行えるよう、生産現場が一体となって取り組むとした米政策の見直しを進めてまいりました。

次年度以降は、行政による生産数量目標の配分は廃止となりますが、国においては、関係機関との情報交換や米の需要動向を把握する中から需給見通しを策定し、これらをあらかじめ示すとされており、北海道においては、国が策定する需給見通しを踏まえ、北海道農業再生協議会が各地域の作付実績や産地戦略などを考慮した上で、地域ごとの生産の目安を設定し、さらに各地域の農業再生協議会は、その目安数量をもとに、地域内の生産に取り組むこととなっております。

町におきましては、これら関係機関と連携し、生産者に対し、新たな制度の情報提供や米の作付意向の把握を行うなど、混乱や不安が生じないよう、新たな制度への円滑な移行に努めてまいります。

次に、2点目の作目の作付調整と条件整備についてであります。議員御承知のとおり、現在、町におきましては、生産基盤の強化を図るべく、排水対策や圃場の大区画化など、土地改良事業を積極的に展開しているところであります。

これらの整備により、生産性・収益性の向上はもとより、将来の需給動向により作目体系に変化が生じても、柔軟に対応し得る汎用性を備えた生産基盤が整えられることとなり、引き続き農業基盤整備を進め、本町の水田フル活用ビジョンのもと、産

地交付金の効果的な活用を図り、生産活動の支援を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目の政策変化への対応についてであります。1点目でお答えをいたしました米政策の見直しを初め、箇々の事情に対応したセーフティネットとして、来年の秋には収入保険制度の創設がされるなど、国内外のさまざまな情勢・事情を反映した政策の変化・見直しが行われてきております。

いずれにいたしましても、農業の国際化、国民の食習慣の変化等、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、そのような背景の中で、農業政策も同様に変化をしております。

しかし、どのように変わろうと、私たちといたしましては、国民の食糧を安定的に供給する大きな役割を担っていると自負しております。これからも政策変化に対応し、十分な情報収集と生産者への情報提供に努めるとともに、農業所得の向上につながるよう、本町の農業農村実践プランの着実な推進を図り、農業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの不育症治療費の助成に関する御質問にお答えさせていただきます。

不育症は、妊娠はするものの2回以上連続した流産・死産や新生児死亡などを繰り返し、子どもを持つことができない状態を指すものと言われております。

不育症の治療につきましては、何が原因で起きているのか検査する必要がありますが、問診や診察で原因を特定することは難しく、染色体検査や子宮形態検査、内分泌検査などさまざまな検討を通じてリスク因子を探り、それぞれの原因に応じた治療を行うこととなります。

議員御発言のとおり、本年度より北海道において、そのリスク因子の検査や治療に要する費用に対し、不育症治療費助成事業が創設されたところであります。これまで富良野保健所や本町においては、不育症治療等に関する相談は受けていない状況にあり、また、本町における独自の支援策は、現時点では考えておりませんが、今後、これらの検査や治療を希望される御相談があった場合には、北海道の制度を十分に説明するなど、でき得るだけの支援に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 第1点目にお伺いしたいのは、今後の方向と町の位置づけというところで、「北海道再生会議が各地域の作付実績や産地戦略などを考慮した上で、地域ごとの生産の目標を設定

し、さらに各地域の農業再生協議会は、その目安数量をもとに、地域内での生産に取り組むこととなっております」というふうに書かれているのですけれども、この各地域というのを、我々が上富良野の作付実績やというふうに読みかえてもいいものなのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

それと、生産の目標というのが、今まではある程度決められていたのですけれども、生産の目安というあいまいな、少し緩い形での表現になっていますけれども、それを我々農業者が見たときに、目標というふうに変えて読んでいいのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の今後におきます米の生産に対します考え方についてお答えさせていただきます。

まず、最終的な再生協議会の地域というのは、上富良野町を指しているというふうに理解されて結構かと思います。

また、今までは目標数量ということで示されておりましたけれども、今度は目安ということで示されてくるものと思います。国として捉えたときには、需給状況が必ずしも緩いという状況というふうには押さえておりません。また、私どもも実感として、これだけ需要が減ってきている中で、現在より生産拡大がされるということは、これは想定できておりません。

先ほどもお答えさせていただきましたが、国といたしましては、今後、私どもも想定されることといたしましては、生産調整のような意味合いを持ちます産地交付金、これらが非常に誘導策としてきてくるのではないかとというふうに私としては想定しております。これは、国で今、目指そうとしているのは、さらに転作を進めるところには産地交付金を厚くしようというような、既に考え方が述べてあります。さらには、永年転作、要するに水田を畑地化するということについても手厚くしようと、これは一過性のものですが、そういうようなことを戦略的に入っておりますので、そういう中から需給の調整を図っていこうということかというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 具体的には、目安数量というのが、制約のない決定ということになるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、これは、強制力があ

る数量だということではないと思います。しかしながら、特に、産地交付金については、北海道として受けて、さらにそれを各再生協議会単位に配分いたしますので、そういう中から、過剰な作付等と理解されるようなものがあれば、それは、そういった交付金の中でおのずと調整がされるのかなと、そんなふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 過去のことから言うと、平成19年に生産者団体が主体となつての需給調整において、残念ながら失敗したのです。それを受けて米価は大きく下がり、過剰在庫も相変わらずということになりました。それを受けてということではないのかとは思いますが、平成21年に経済同友会から提言として出されたのが、直接支払い導入で、三位一体の米農業改革というのが出され、その後、25年にこの提言を受ける形で、産業競争力会議農業分科会において、新浪ローソンCEOが座長の会議ですけれども、それで、生産調整の廃止、米直接払いが30年度に向けて半減することを提案され、それを受けての現在ということになっているわけです。

しかし、それを受けて、26年にまた米価が大きく下落すると。これは、同友会でもこのことについてはしっかり見ていて、8,500円ぐらいの米なら、日本の国で国民が得る利益としては、大きな利益はそれで生まれるというようなことを実際に書いてあります。そういうことが起きて、これが生産調整により価格の安定維持をすることが非常に困難に見える。

しかし、この26年の米価の値下がり、農家の人たちにとっては、この調整を実施しなければ米の価格を守ることができないということを感じること、目に見えるような形になったということからして、その後、27年、28年、29年と続いているわけです。

そのようなことからして、非常にこの中でも直接支払い云々というところで、日本型直接支払いが行われたのですけれども、これが多面的機能支払いで支払うということで、活動組織に対しての支払いとなっているために、残念ながら農業者に対しての収入増には働かなかったという欠点もありました。

また、今この生産調整に対しても、日本中の米生産者が参加するわけです。全国的な需給調整の確立が、現在どうにか28年度、支えられているような状況の中で、ことしも、昨今、8月に出された作況状況などによると、在庫としては幾らかは減るけれども、輸入の米の需要によっては上ぶれをするのではないかと、要するに在庫がふえるのではないかと

うような予想も出ています。

そんな中で、もうこれ以上は過去の失敗はすべきではないというふうに思うのです。調整に参加せず、利益を得ることは、そういうことが起きるといことは、生産者に不満が生まれることより、今後、大切な決定機関になり得る農業再生協議会の信頼を揺るがせ、調整機能を低下させ、地域の水田農業の未来にも影を落とすことになる。

上富良野町は、この再生会議にどのようなスタンスで参加するつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、再生協議会についてのかかわりについての御質問でございますが、再生協議会には、これは町も入っておりますので、需給動向を示されるであろう数量をしっかりとそれを守って、そして需給の安定につながるような方向に寄与することを前提に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、2項目めとしての利活用による作目のすみ分け、調整がうまくいっているというふうに思っているわけですが、この中でも、答弁の中に、土地改良について、今、我が町で東中地区が主なのですけれども、やられていて、これが将来について大きな利点を生むということは、今やっている工事を見て、また、完成しているそれぞれの地域の、まだ全体には及んではいせんけれども、それらにおいても十分な機能をすること地域の人たちは見えています。

このもとになる土地改良事業についても、今回の暫定予算の中でも23%増、3,793億円を、関連事業を含めると5,000億円にもなろうとしている予算要求がされています。

米の需給調整には、この産地交付金を利用した転作作物への誘導策は重要な部分だと思います。労働力、機械力、地域の事情、それらと公平性をしっかりと担保し、情報と、各農家、経営体に正確な経営の向上に資するような情報を確実に流すということが必要なことで、それがまた、調整をしっかりとさせ、過剰作付を防止することにもなると思うのですけれども、それについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、どのように農業政策が変わっていくかと、

品質の高いもの、あるいは生産効率をしっかりと高めていく、そういったことを通じて、強い農業経営体をつくっていきけるものと理解をしているところでございまして、そういう中で、基盤整備事業等の果たす役割は非常に大きいと、これからもますます高まっていくだろうというふうに思います。そういった事業を通じて、水稲のみならず、こういった作物にも対応できる汎用性を持ち合わせた圃場に、条件整備は欠かせないというふうに考えておきまして、そういった事業を通じまして、足腰の強い上富良野町農業をつくってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 続いて、3項目めの政策変化に対応するには、非常に正確な情報と将来像ということを知っているわけですが、この中で、政策の変化というのは起きてくるのは一朝一夕ではないというふうに思うわけです。来年度の生産調整の国の関与を外すというところを、10年前の、先ほど言った経済同友会の提言から、国土保全の考えを入れ、日本型所得保障がなされたのですけれども、これは、EUでなされた、残念ながら所得保障とは異なっていることは、非常に日本の農業者にとっては残念なことであったというふうにも思うわけです。

現在に至るまでの農業政策の中でも、その時々政府の考え方で大きく変化をしているわけです。現在ここにも、答弁の中にありましたけれども、所得保障制度についても、今回の収入保険制度について、財源は、残念ながら今まで続けてきていた反当たり7,500円の米の直接支払いの交付金を基金として積み立てていくというふうになっていまして、少なくともほかのことに使える財源を国はこへ積み立てる、動きようのない金になる可能性があるということ、これは、営農者としては非常に狭い範囲の中に押し込められてしまうという、所得にはつながらないということになっていくことなのです。

我々もそれぞれ知恵を働かせて営農をしてきたのは事実なのですが、それぞれの農業者の考え方、知恵の結集が上富良野の農業の全体をつくり上げていると言っていると思うのです。そんな中、情報の正確性と、広く視野を持った経営者、それと、経営者の頭脳集団がこれからの上富良野の米づくりに対して、また、しいては農業をつくり上げていくものと思います。

町も一層の情報収集に努めるとともに、ぜひ農業者に対して、政策の変化が、みずからがぶつかって

解決できることだったらいいのですけれども、それがあいまいな、つかみどころのない不安をもたらす可能性があるのであれば、それは一番我々にとっても問題を生む結果となるのではないかというふうに思っています。

来年度始まる米の生産調整も、まだまだ確たるどころまでは至っていないというのが現状だというふうに思います。そここのところが生産者にとっては心配するところなのですけれども、それについては、町長はどう考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、これまで多くの水田農業者、米をつくってきました農業者は、昭和45年の転作が開始して以来、国の政策にずっと受け身でくると、受け身でいるという習慣が私には身につき過ぎてしまっていると。まさしくこれからは戦略性を持った攻めの農業経営をしていかなければ、この時代に勝ち残ってはいけないというふうに思っております。

そういうような方向に向けての町として指導性を発揮するとともに、それに迎えるような条件整備等を積極的にすることによって、そして、やはりこれまでの他の地域を見ても、どういう戦略を持って、どういう作物をしっかりと柱として立てていくかということに、どのように向き合ってきたかということが今日の姿になっておりますので、そういったことも念頭に置きながら、生産者の皆さん方と一体となった農業政策を打ち立てていきたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、今、町長が言われるような戦略的などということから言えば、我々にとってというか、農業者にとって所得の向上というのは絶対的な条件だというふうに思うのです。今、米の流通の中で主流を占めているのが、銘柄に対しての重きというか、各県も含めて、経済連も含めて重きを置いております。

非常に喜ばしいことだというふうに思うのは、北海道のゆめぴりか、これが今現在の取引の価格では、魚沼のこしひかりを抜いているというふうに言われているのです。これには、ホクレンの販売戦略なんかも十分に働いているというふうに思うのですけれども、これらあたりに一層の地域の協調、地域としてのブランド化、地域の生産量の確保、確保と言っても、他を押しつけていくという意味ではなくて、需給調整のとれた、均衡のとれた生産ということが必要になるわけですけれども、そのような一つの利点として、ブランド品としてのゆめぴ

りかもあるということです。

また、昨今言われているのが、業務用の米にきらら397が茨城のこしひかり、岡山の秋田こまちに次ぐ銘柄になっているのです。もうこのきららなんていうのは古いというふうに思われるかもしれませんが、これだけの市場を得て、価格もおよそ3年間の間に38%上がっているという実績があるわけです。これらの中で、所得確保には、確実な消費に結びつけることも必要な条件となると思います。

また、今、戦略的な米の調整の中で重要視されているのが飼料米というふうになるわけですけれども、この飼料米の潜在的な量としては、全畜種で450万トンあると言われております。現在利用されている50万トンを、近々の間に110万トンへ持っていこうとしている誘導策がありますけれども、戦略的な米としても位置づけられ、10アール当たり10万5,000円の単価を維持すると言っております。

こういうような一つ一つの案件を見ても、決して米が悪いということではなくて、これをどういうふうにかこの地域での農業所得の向上に結びつけていくかということをお我々も真剣に考えなければならぬと思うのですけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく今、議員がおっしゃった部分は、水田フル活用のことを述べておられるのかなというふうに思います。そういったことも念頭に置きながら、しっかりと戦略的な上富良野の水田の利活用について、政策を推し進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ぜひ表には、地方行政の一端を担う町ですから、表面に出るということではなくても、やはり町がある程度の主導性を持って進言なり何なりという形で示していかないと、せっかくの需給調整も崩れ、先ほど言っている農業再生会議もないがしろになってしまう可能性があると思うので、その点には十分留意されて、よろしく参加のほどをお願いしたいというふうに思うのですけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の米政策全体に対します考え方の御質問にお答えさせていただきますが、何度も申し上げておりますが、当然、再生協議会のみならず、町内にはさまざまな生産にか

かわります協議会、運営委員会等を設けております。それらに町も当然積極的に参加もしておりますし、生産者の皆さん方、あるいは経済団体の皆さん方、集荷団体の皆さん方、それらと一体となって、上富良野町の進むべき道を誤りないように進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 続いて、不育症治療の助成についてお伺いしたいと思います。

ここにもらった答弁書では、相談は受けていないということを書いてありますけれども、この制度があることを、対象となられる方々に、何らかの方法をもって知らせていたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま10番高松議員の御質問にお答えいたします。

不育症治療の助成につきましては、北海道の事業ということで、町としては、特に現在まで周知はしておりません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そうすると、このことが町民に知らされていないということになると、知らない人がいるということですね。対象者にも知らされていないというか。

○議長（西村昭教君） 高松議員、ちょっと誤解している。対象者がいないので、相談もないと。

○10番（高松克年君） そうすると、自分が聞きたいのは、助成を立ち上げるべきというふうに考えているのですけれども、対象者がいないということはどういうことですか、反対に、わからないのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、不妊症もそうでしたが、そういったお悩みをお持ちの方は、保健師の方が常日ごろから相談業務に乗っております。これまでの経過から、そういった御心配、あるいはそういったことでお悩みを持っておられる方が、町のほうに寄せられている実態がないと。潜在的なものはありませんが、町として、お悩みとして承っている実態がないということから、お知らせするにも、どのような方を対象にということ、広く一般にという意味では、また別でしょうが、そういう対象者を限定したということでは、特定したという形では、現在そういう方がおられないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 言われている意味はわかりました。自分としては、結婚という言い方はおかしいのかもしれませんが、妊娠する可能性のある方々というふうに言えばいいのですか、そういうことを対象としたというふうに見て、今、町長の捉え方とは若干違ったということはわかりました。

それで、これが今言われるように、保健師たちがその相談を受けていないということ以前に、なぜ北海道でこれを取り上げることになったかということを見ると、これ非常に費用がかかる。答弁書にもありましたけれども、検査を受ける、そして治療をする、そのことが非常に費用がかかるということが第一の問題で、1月3日ぐらいの新聞だったと思うのですけれども、それに書かれていたのですけれども、これらに対して、今、全道で、5月1日現在で26市町村が助成を行っています。

この中で、顕著なのが、帯広の保健所管内で9市町村がやられているのです。これを見て、地域的なことというのはどうなのか自分にはよくわからないのですけれども、不育治療において、厚生労働省の研究班によると、妊娠した女性のうち4.2%に不育症が見られる。これが町内に当てはめるとするならば、出生数から比べておよそ2.5人くらいなのかなというふうに思うわけです。

不育症の治療を施すことによって、8割ぐらいは無事な出産を迎えられるというふうに言われているのです。我が町でも、言っているとおり、合計特殊出生率は、不妊治療ともあわせて非常に重要な施策というふうに思うのですけれども、この不育症治療を取り組むべきというふうに考えるのですけれども、その辺については、どういうふうに考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の不育症についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的な考え方につきましては、冒頭の御答弁でお答えさせていただいたとおりでございます。

本事業につきましては、全道の中で取り組みをしている自治体もあるのも存じておりますが、平成29年度、北海道の新しい子育て支援事業の中の北海道創生総合戦略として置かれた事業でございます。私どもといたしましては、そういった御心配、あるいは悩みをお持ちの方がおられた段階においては、それはしっかりと北海道の支援策だとか、そういったことをお伝え、そしてサポートしながら、そういった方の悩みを解消できるような対応を、少し経過を見ながら対応することが懸命かと、こんなふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 上富良野の場合は、非常にほかのところよりは、不育治療を行うには、距離的なことからいって、旭川の医大が専門の治療を行える病院として指定病院になっているのです。比較的近いところにあり、このことにより、例えば、先ほど言ったように、連続した流産とか新生児の死亡などを受けた人にとっては、一つの条件をつくることによって、他の町村であるのですけれども、奥さんだけがそこに住まいをしても助成をしますというのがあるくらい、ある意味では、戦略としては重要な課題として見ているという町もあるぐらいですから、ぜひ取り組むようお願いしたいというふうに思うのですけれども、もう1回、前向きな町長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

新たな政策展開等につきましては、共通するものがございしますが、やはりその実態をしっかり把握し、そして分析して、そういった政策が町の政策として組み立てていくことが、どのような政策効果をもたらすか、そして住民の福祉にどのように役に立つかといったことを総合的に勘案して、政策展開を図っているところでございまして、そういう状況に合致する状況だと判断できたときには、政策として持っていくことは何らいとわないわけでございます。今現在は、そういう状況を見きわめる時期だというふうに理解をしていただければと思うところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 子どもの出生率が前年より去年は下がっているような状況にあるというふうに、出生者が下がっているような状況にある中において、我が町にとって、このことが重要な意味を持つのではないかというふうに思って発言しているわけですが、今の答弁を聞くと、見きわめるべきと言うのですけれども、それを望む人にとっては、見きわめる時間が重要な時間だというふうに、不妊治療なんかでも言われているわけですが、そのことについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に、先ほどから話題に出ておりますように、北海道として、このたび、セーフティネットを持ったわけでございますので、何ら方策が講じられていないという状況でございませぬので、それらの活用等

をまず念頭に置きながら、状況を見ていきたいということ述べてところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 先ほども言いましたけれども、多額の費用がかかるのです、それを治療するために。それによって、諦めなければならない人がいるとすれば、これもまた重要な問題なのではないかというふうに思うわけです。この町に住んでください、この町で生活してくださいという基盤として、重要な問題なのではないかと思うのですけれども、そのことに十分に思いをいたす町長であってほしいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問は全て終了いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時01分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年9月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三

平成29年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成29年9月13日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 選任第 1 号 常任委員の選任について
第 3 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
第 4 議案第 7 号 平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分について
第 5 議案第 8 号 平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第 6 議案第 9 号 平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について
第 7 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））
第 8 議案第 2 号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
第 9 議案第 3 号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第 4 号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第 5 号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第 6 号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第13 議案第10号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第11号 ラベンダーの里かみふらのふるさと応援条例の一部を改正する条例
第15 議案第12号 北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例
第16 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第17 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第18 議案第15号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第19 議案第16号 副町長の選任について
第20 議案第17号 教育委員会委員の任命について
第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について
第22 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議について
第23 発議案第3号 議員派遣について
第24 発議案第4号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見について
第25 発議案第5号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見について
第26 発議案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について
第27 発議案第7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見について
第28 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長 谷 川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 中 利 幸 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
農業委員会会長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	藤 田 敏 明 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企 画 商 工 観 光 課 長	石 田 昭 彦 君
町 民 生 活 課 長	鈴 木 真 弓 君	保 健 福 祉 課 長	北 川 徳 幸 君

農業振興課長 辻 剛 君
農業委員会事務局長 北 越 克 彦 君
ラベンダーハイツ所長 大 石 輝 男 君

建設水道課長 佐 藤 清 君
教育振興課長 北 川 和 宏 君
町立病院事務長 山 川 護 君

○議会議務局出席職員

局 長 林 敬 永 君
主 事 菅 原 千 晶 君

次 長 岩 崎 昌 治 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しております議案第16号及び議案第17号につきましては、後ほど議案をお配りいたしますので、御了承願います。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 北 條 隆 男 君

8番 竹 山 正 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 選任第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 選任第1号常任委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長により指名をいたします。

総務産建常任委員に岡本康裕君、長谷川徳行君、北條隆男君、高松克年君、米沢義英君、中瀬実君、村上和子君、次に、厚生文教常任委員に中澤良隆君、佐川典子君、今村辰義君、金子益三君、竹山正一君、荒生博一君、西村昭教をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を

それぞれの常任委員に選任することに決しました。

◎日程第3 選任第2号

○議長(西村昭教君) 日程第3 選任第2号議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長により指名をいたします。

議会運営委員に、中澤良隆君、岡本康裕君、佐川典子君、荒生博一君、米沢義英君、中瀬実君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

◎日程第4 議案第7号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第7号平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました、議案第7号平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分の件に関しまして御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額の処分については、後ほど上程の議案第9号に添付しております、平成28年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書、及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第7号平成28年度上富良野町水道事業会計利益剰余金の処分について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金5,507万7,906円のうち4,000万円を減債積立金に積み立て、残り1,507万7,906円を繰り越し、その他未処分利益剰余金変動額6,951万2,001円を資本金に組み入れる。

以上、説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、提案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第8号及び

◎日程第6 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について、会計管理者藤田敏明君、お願いします。

○会計管理者(藤田敏明君) ただいま上程いただきました、議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、概要を御説明いたします。

今回、決算認定の審査を受けます平成28年度各会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、国内の経済状況は、平成25年から3年間進めてきた三本の矢により景気は緩やかに回復傾向で、雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策効果で景気回復の動きは確かなものになることが期待されておりました。

しかし、これまでのデフレからの早期脱却に向けた経済対策、金融政策により大企業、輸出企業の業績の改善が進んだことにより、大都市圏での雇用、所得環境の改善傾向が続いておりましたが、地方では、その影響が小さく、不安定な経済環境にありました。

こうした中、政府は、一億総活躍社会の実現に向け、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新三本の矢を取りまとめ、子育てや社会保障の充実、財政再建策に向けた経済対策などによる景気回復が期待されておりました。

一方、地方財政については、経済・財政再建計画を踏まえ、地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的

に同水準を確保しながらも、地方交付税については平時への切りかえを進めていくなど、昨年を引き続き減額の要求となっており、地方財政は依然として厳しさが増している実態にありました。

当町におきましても、収入については、景気の上向きによる地方税収入の大きな伸びなどが見込めない一方で、歳入、一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税においては、一定の減額が避けられないと見込まれ、平成28年度の概算要求試算額では前年度比2%減という、一般財源の確保が大変厳しい状況にありました。

一方、歳出面では、大型公共施設の償還により、公債費の償還が一時減少するものの、平成29年度以降は、学校耐震改修工事、公営住宅建設事業等の新たな償還開始による公債費の増加、自立した地域を維持していくための地域産業振興や急速な少子高齢化への対応、懸案事項となっている大雨災害に対する恒久対策を初め、老朽化している公共インフラの長寿命化、改築と、さまざまな課題に対応するため、継続的な財政需要が想定され、町政運営実践プランを基本としながら、諸改革を着実に取り進めることで安定した財政構造を目指す予算編成であったところでございます。

このことから、一般会計の当初予算額は71億2,500万円で、前年度と比べ4億1,200万円が減少しております。一般会計、特別会計を合わせた当初予算額は104億9,494万3,000円となり、前年度と比べて約3億6,486万円が減少しております。年度中には国の政策が確定するとともに、一億総活躍社会の実現に向けての緊急対策、TPP関連政策大綱の実現、国土強靱化に向けた取り組みなどの事業を進めたことにより、当初予算の約1.25倍となる最終予算になったところであります。

一般会計の最終予算額で89億2,720万7,000円となり、全会計の最終予算額は122億9,939万2,000円になったところでございます。

平成28年度は、一般会計を初めとする六つの会計で黒字となりましたが、ラベンダー・ハイツ事業特別会計においては、利用者の減少と介護報酬の改定の影響により赤字決算となりました。その赤字額2,390万43円につきましては、翌年度である平成29年度の歳入を繰上充入金で補填をしたところでございます。

繰越明許費につきましては、一般会計に平成27年度から地方創生加速化交付金などに係る4億3,694万9,000円が設定されております。

また、平成29年度に向けては、一般会計の平成

28年度補正予算において可決された、大雨による災害復旧工事、上富良野中学校整備2期工事や泉町南団地3号棟整備など、12億4,557万4,000円が設定されております。

一般会計の主な決算内容について御説明いたします。

収入済み額は77億3,249万7,717円となり、前年度と比べて約4億3,000万円が減少しております。

その主な要因としまして、増加になった主なものは、徴税では町民税と固定資産税、軽自動車税が増加になり、3.6%増の3,577万円の増となっております。繰越金で2,039万円、諸収入で1,217万円、町債で1,398万円など、合計で8,700万円ほど増加しております。

減少した主なものは、地方消費税交付金で2,815万円、地方交付金で3,608万円、分担金及び負担金で3,757万円、国庫支出金で3億6,094万円、道支出金で4,901万円など、合計で5億2,400万円ほど減少しております。

歳出総額は74億4,113万6,834円となり、前年度と比べて4億853万円ほど減少しております。

増加になった主なものは、7月の集中豪雨、8月の台風等により被害を受けた公共施設、農業用施設等の災害復旧対応のため、4億3,000万円が増加となっております。

減少になった主なものは、上富良野中学校整備や泉町南団地公営住宅整備が翌年へ繰越明許となったことによる減が大きな要因となっております。

事業ごとの内容につきましては、決算書の事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

以下、議案及び平成28年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について説明を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年度各会計歳入歳出決算書の2ページ、

3ページをお開き願います。

平成28年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

この表の最下段、合計欄をごらんください。

予算額で122億9,939万2,000円、調定額で123億7,170万8,944円、収入済み額で111億377万7,402円、不納欠損額で88万7,691円、収入未済額で12億6,704万3,851円、支出済み額で107億240万1,008円、差し引き残額で4億137万6,390円となったところでございます。

調定額に対する収入済み額の割合は、調定対比89.75%、予算額に対する収入済み額の割合は、予算対比90.28%、予算額に対する支出済み額の割合は、支出予算対比87.02%になったところであります。

次に、D欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、個人町民税、固定資産税で35万6,381円、国民健康保険特別会計は、一般分の医療給付費、後期高齢者支援金分と介護納付金分で2万3,500円、介護保険特別会計は、介護保険料で38万2,200円、公共下水道事業特別会計は、下水道使用料で12万5,610円、これら4会計の滞納繰越分の一部の欠損処分を行っております。

次に、E欄、収入未済額をごらんください。

一般会計は、12億5,956万2,059円、その内訳は、町税で398万156円、使用料及び手数料で131万4,903円、国庫支出金で5億5,035万8,000円、道支出金で2,978万円、繰入金で8,802万9,000円、町債で5億8,610万円であります。

繰越明許費は、平成27年度会計から平成28年度会計への繰越明許費は、町債分の総務費で590万円、平成28年度会計から平成29年度会計への繰越明許費分は、国庫分の総務費、土木費、農林業費、教育費、国庫補助金4目と社会資本整備総合交付金、土木費委託金の5億5,035万8,000円、道費分、農林業費補助金の2,978万円、基金繰入金の8,802万9,000円、町債分、農林業、土木、教育災害復旧事業4目の4億9,880万円、繰越明許費の合計は11億6,696万7,000円となったところでございます。

国民健康保険特別会計では、一般分の保険料が522万8,961円、介護保険特別会計では、介護保険料の109万6,229円、簡易水道事業特別会計では、水道使用料の5,101円、公共下水道事業特別会計では、下水道使用料の115万1,501円、後期高齢者医療特別会計とラベンダーハイ

ツ事業特別会計に収入未済はありませんでした。

なお、別冊、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書の79ページから84ページに各会計収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しましたので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、G欄は、各会計の差し引き残額を記載しております。

実質収支額は、各会計決算書の冒頭にあります実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思ひます。

一般会計には、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

他の特別会計につきましては、記載のとおりで、ラベンダーハイツ事業特別会計を除き、黒字決算となりました。ラベンダーハイツ事業特別会計の赤字2,390万43円につきましては、概要でも説明いたしましたが、平成29年度の歳入を繰上充用金で補填したところであります。

この表に記載されている丸括弧書きは平成27年度から平成28年度へ、角括弧書きは平成28年度から平成29年度への繰越明許費の内数で記載しております。

次に、財産関係について御説明をいたします。

決算書の395ページ、財産に関する調書をごらんください。

平成28年度中における公有財産の移動について御説明いたします。

1、公有財産。

(1) 土地及び建物。

平成28年度中の土地及び建物の移動状況を示しています。

年度内で行政財産、普通財産の土地に増減はありませんでした。

次に、建物の移動を御説明いたします。

(ア) 行政財産。公共用財産の建物、木造は、日の出公園展望台トイレ改築による増で、43.82平米の増となりました。非木造は、上富良野小学校車両格納庫の新築による増、泉町南団地の一部解体による減、日の出公園展望台トイレ改築による減で、差し引きで1,079.76平米の減となりました。

(イ) 普通財産の建物、木造は、教員住宅の用途変更、旧教員住宅の解体による減で、差し引き466.56平米の減となりました。非木造の増減はありませんでした。

全体では、土地の面積の増減はありませんが、建物は1,502.5平米の減となりました。

以上が公有財産の土地及び建物の移動内容であり

ます。

次に、396ページ。

(2)の有価証券、(3)の出資による権利は、前年度と同額で、増減はありません。

次に、397ページをごらん願ひます。

2、物品は、車両の保有状況を示しております。年度中増減につきましては、農業行政部門がJAふらの上富良野支所へ移転による乗用車1台の増と大型トラック1台、重車両(建設機械)3台の更新をしております。これにより、車両の保有台数は1台増の77台となったところであります。

なお、別冊、各会計主要施策の成果報告書の14ページ、15ページに公有財産の土地及び建物、物品、車両について記載がされておりますので、あわせて後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

3、基金は、平成28年度末に一般会計及び特別会計合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

399ページの表中の右下の合計欄の上段で、平成29年5月31日現在、14基金の合計額で23億6,924万1,138円、下段の平成29年3月31日現在で21億4,741万5,997円であります。

北海道備荒資金組合基金の年度中の増加額は146万3,716円、取り崩し額ははありません。年度末現在額は2億2,099万274円であります。

以上が、財産に関する状況でございます。

これもちまして、平成28年度各会計歳入歳出決算の認定についてに関する説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成28年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算に係る附属調書に取りまとめて掲載してございますので、審査の参考として御高覧を願ひます。

御審議を賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員(米田末範君) 各会計決算審査意見及び各基金運用状況審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付されました平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類、並びに平成28年度各基金の運用状況について、平成29年7月31日から8月28日までの実日数7日間、平成28年度上富良野町各会計歳入歳

出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調査、財産に関する調査及び各基金の運用状況を示す書類について、また、平成29年8月7日から8月28日の4日間、基金について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合、並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算書は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

また、平成28年度基金運用状況調査、基金現在高調査及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

監査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

自主財源の根幹をなす町税収入は、前年度と比較して3,577万1,929円増加しています。また、一般財源の主要である地方交付税は、前年度比3,608万円減少となっています。

公共事業への投資を目的に、国庫支出金は前年度比3億6,254万5,366円減少、道支出金は前年度比4,902万7,794円減少と大きく減少しています。

各基金の平成29年5月31日出納閉鎖後の現在額は、総額23億6,924万1,138円であり、前年度同期に比べ、3,367万4,941円増加しております。これは主に公共施設整備基金、十勝岳地区振興基金、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金、介護保険事業基金等への積み増しによるものです。

また、財政指標は、実質公債費比率、起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率の4指標を前年度と比較すると改善が見られますが、依然として経常収支比率は81.6%と標準値80%を超え、財政の硬直化が続いており、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

平成27年度以降、国の一億総活躍社会の実現や景気対策、TPPを踏まえた対策等により公共事業が増加し、決算規模も大きくなっていますが、地方交付税も含めた国から地方への財源配分、調整方法に大きな変動が考えられ、総合戦略等も含めた国や

道の動向、さらに景気の状態等を見きわめながら、一層の適正かつ効率的な財政の運営に努められたい。

未収金、不納欠損金は前年度と比べ減少しており、収納対策の努力が見受けられ、収納率が非常に高く推移しています。町税及び各種負担金、使用料の未収金解消に当たっては、今後もその取り組みに努力されたい。未収金が不納欠損金へ移行していく根源であることを認識し、未収金、不納欠損金が今後とも減じていくよう対策を図られるとともに、不納欠損処分については法令に準拠するほか、処分の適切な時期を十分に勘案して処理していただきたい。

なお、意見書に各種データを記載しましたので、参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、企業会計決算の認定について、町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成28年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成28年度上富良野町病院事業報告書。

以下、総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成28年度の町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく診療体制の充実を図るため、旭川医科大学や富良野協会病院から専門医の派遣を受け、身近な医療機関として機能を果たすとともに、富良野看護学校1年生の基礎実習病院として看護学生を受け入れ、地域医療の向上に努めてまいりました。

全国的な医師不足と看護師不足に加え、薬剤師も採用困難でありましたが、薬剤師の初任給調整手当が整備されたことから、28年6月、薬剤師を採用することができました。

次に、患者数と利用者数の状況では、入院、入所者数は、一般病床7,106人、介護療養型老人保健施設9,872人、合計で1万6,978人となりました。外来患者数は、2万4,892人で、入

院、入所者数と外来患者の合計は4万1,976人、前年対比1,064人の減となりました。

次に、収益的収支についてですが、病院事業収益総額は8億2,446万1,858円、費用総額で8億5,345万4,175円となり、この結果、収益的収支は2,899万2,317円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支については、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入、支出総額はそれぞれ3,722万6,096円で、収入内訳は、町からの出資金と医療機器整備のための防衛省調整交付金で、支出の内訳は、企業債の償還金と建設改良費でございます。エックス線デジタル画像パネル転送システム装置などの更新により診療体制の整備を実施してまいりました。

続きまして、決算額を申し上げます。1、2ページをお開き願います。

平成28年度上富良野町病院事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、8億2,735万6,781円。

支出。

第1款病院事業費用、8億6,269万6,997円。

2、資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、3,722万6,096円。

支出。

第1款資本的支出、3,722万6,096円。

以下、3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） 続きまして、平成28年度水道事業会計決算報告について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成28年度決算の概要を申し上げます。7ページをお開きください。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、44年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億6,353万9,681円、支出1億

3,195万1,137円であり、純利益3,158万8,544円で決算することができました。

なお、収益的収支については、11ページ以降の費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので、御承知ください。

次に、資本的収支では、収入1,650万円、支出9,776万6,069円で、不足する額8,126万6,069円については、過年度分損益勘定留保資金974万981円、当年度分損益勘定留保資金1,452万5,088円、減債積立金5,700万円 で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

今年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開きください。

平成28年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,466万9,874円。

支出。

第1款水道事業費用、1億4,001万1,068円。

2、資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、1,650万円。

支出。

第1款資本的支出、9,776万6,069円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、下表に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,126万6,069円については、過年度分損益勘定留保資金974万981円、当年度分損益勘定留保資金1,452万5,088円、減債積立金5,700万円 で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明については、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議を賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見

を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 企業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付されました平成28年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成29年6月26日から7月13日までの間で実日数5日間で審査し、同法第30条第1項の規定に基づき調製された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠し作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各会計の計数は正確であると認められました。

審査意見について申し上げますと、病院事業については、入院、外来ともに患者数が減少し、依然として厳しい経営環境にあると言えます。一方、介護療養型老人保健施設の利用率は96.6%と開設以来最高となりました。

そのような中、富良野看護学校1年生の基礎実習臨地病院として看護学生を受け入れ、理学療法士と薬剤師を採用すると同時に、エックス線デジタル画像パネル転送システム装置や超音波画像診断装置などを更新するなど、地域医療向上のために診療体制の整備に努められている。しかしながら、依然として医療収益の減少傾向に変わりはなく、これらの状況のもとで収支のバランスのとれた経営ができるよう検討を続けられたい。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、地域医療を守り、今後の地域病床再編などに対応していけるよう安心、安全な医療の提供と、質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け、一層の努力を望みます。

水道事業については、町内人口の減少と町民の節水意識の向上による節水家電、節水トイレ等の普及や、飲料水嗜好の多様化が進み、有収の給水量が減少してきている中で、計画的な漏水対策や老朽管の更新等、維持管理をし、安定した経営と安心、安全な飲料水の供給に心がけていることがうかがえる。

未納者への対応としては、台帳による管理を行うなどの改善が図られており、未収金の納付も向上している。引き続き、給水停止の効果的な実施など、未収金対策をさらに進めていくことが重要であります。

今後とも健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新、維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、低廉で、安価で、かつ安全な飲料水の供給を図られるよう望みます。

なお、13ページ以降に、各種資料を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定については、十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）につきまして専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、本年6月21日から事業を開始いたしました、ふるさと応援モニター事業に係る費用に関し、当初予算におきましては、地域全体での産業振興につなげていくことを目標とし、町内の経済団体等を商品管理委託事業者として想定し、報償費、役員費及び委託費の各経費を計上していたところであ

りますが、さきの6月定例会における行政報告でも御報告させていただいたとおり、モニター事業に関する業務の大部分を株式会社さとふるに包括的に委託することとなったところであります。

あわせて、当初予算においては、モニター制度に要する費用総額として903万8,000円を計上していたところですが、制度開始後、1カ月を経過しないうちにモニター品及び送料に係る既定予算を消化するに至る状況となったところであります。そのため、モニター制度開始からの寄附状況により、今年度中のモニター事業に係る寄附総額を6,000万円程度と仮定し、それに要する費用として3,274万3,000円を見込んだ上で、各費目に計上していた既定予算について委託費に集約するよう予算措置を講じ、歳入につきましては、歳出補正に要する費用と同額を寄附金に計上し、その財源とするよう補正予算を調整し、7月14日付で専決処分を行ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分について説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

記。

処分事項、平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年7月14日。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,594万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,460万5,00

0円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

17款寄附金、2,594万3,000円。

歳入合計、2,594万3,000円。

2、歳出。

2款総務費、2,370万5,000円。

13款予備費、223万8,000円。

歳出合計、2,594万3,000円。

以上、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) ちょっと確認いたします。

町長のこの間の行政報告の中にも、ふるさと納税でモニター事業という形で、8月末からということで70日間、2,915件、寄附額がこの時点では3,600万円余りという形になっていて、非常に好評を得ているというような感じかなというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、いわゆる協力事業者という形で、地域の活性化も含めた中でこの効果を地方内外にも発信したいという中で、ふるさとの応援モニター制度が実施されたのかなというふうに思いますが、そこで地域の協力業者というのは何件いらっしゃるのか、確認しておきたいというふうに思います。これは大事なことなのでお聞きしたいと思います。

それから、この間、アンケートが38件あったという形になっておりますが、このアンケートの内容等について、苦情もしくはお褒めの言葉等があったのかなというふうに思いますが、大まかな点でよろしいですが、この点、お伺いしたいというふうに思います。

それと同時に、クレームの処理等については、当初この制度を発足させるに当たって、十分対応できるというような、当初予算の中でも答弁されていた

かというふうに思いますが、こういった現状において、クレーム等、あるいはその処理等においては、どのように速やかな対処がされていたのか、お伺いいたします。

あと品質管理等についても、当然、事業所、あるいは協力業者とのやりとりの中での確に行われているかというふうに思いますが、万が一、苦情等クレーム等があった場合に、対処法というのは、どのようにいわゆる対処されているのか、お伺いいたします。

次に、資料では、ほぼメロンが多数というような報告でしたが、それ以外にも肉だとかジュースだとか、関係のものがあったかというふうに思いますが、大枠でよろしいですが、どういうものがあったかお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさとモニター事業につきましては、6月21日からインターネットでの受付サイトを開始し、昨日の行政報告でも、8月末までの利用状況等の御報告をさせていただきました。

御質問の1点目にあります協力事業者でございますが、町内で生産をされている方、加工されておられる方などございまして、正確な数字、私、ちょっと今、きょう資料を持ってきておりませんでしたけれども、10件前後の協力事業者さんが登録をいただいて、それぞれ農畜産物を初め加工品等をモニター品として提供させていただいております。

モニター品の選定につきましては、産業賑わい協議会の中で審議をさせていただいた中で、最終的に町において決定をさせていただいております。

それから、これも行政報告で御報告しましたが、8月末までの間に38件のアンケートを回収させていただきました。それぞれ総合的な満足度、それから品質、内容量、デザイン、それから手続等の、手続が難しいとか簡素であったとか、そういう手続に関して、それからあと自由的な記載と、あと今後においても、例えば購入の意思があるかなどの、そういう項目で確認をさせていただきました。

総じて高い評価をいただいておりますが、少し不満に感じた部分もアンケートの中では見受けられるものが数件ございます。それらにつきましては、届いたときに箱の角がつぶれていたとか、当然、生鮮品も多くありますので、生鮮品ですので、届いたときに、例えば傷がついていたとか、そのようなお声があったのも確かであります。

これらにつきましては、どこの協力事業者かわか

るアンケート結果のものにつきましては、協力事業者のほうにフィードバックをさせていただいておりますし、基本的な苦情対応処理につきましても、さとふるが一括で管理をしておりますので、その後の別商品の発送等につきましても、さとふるを通じて行うような仕組みになっております。

そのようなことで、さとふるとあわせて、町にもこういったことがあったよというお電話で声をかけていただいた方もございました。これらにつきましても、さとふるを通じて、別商品の発送等に御理解いただくような形で対応させていただいているというようなのが現状となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第2号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第2号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、1点目は、本年度の普通交付税算定が確定したことにより、それに関連した地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額について、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

2点目は、町税について、個人町民税及び固定資産税の課税客体の確定に伴い、所要額の補正をお願いするものであります。

3点目は、前年度の自立支援給付費、障害児施設措置費、障害者医療費及び教育・保育給付費に係る精算に伴い、国、道への返還及び追加交付等について、歳入歳出にそれぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

4点目は、北海道移住フェア、名古屋、大阪会場

への参加に当たり、いきいきふるさと推進事業助成金の交付決定があったことから、歳入歳出にそれぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

5点目は、上富良野小学校スクールバンドが旭川地区予選大会を経て、9月に苫小牧で開催される北海道大会に出場することとなったことから、大会出場に係る所要額の補正をお願いするものであります。

6点目は、町内各公共施設の設備等におきまして、既定予算上の修繕費では対応ができない故障等が生じていることから、今回、保健福祉総合センター空調監視装置等改修、クリーンセンター中間処理施設及び最終処分場設備改修、役場前掲揚ポール腐食改修、社会教育総合センターアリーナサッシ水漏れ改修及び公民館富原分館屋根修理について早期に対処するため、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とするともに、他の既決予算についても事業量の変更に伴う補正、及びモニター事業分を除くふるさと応援寄附を受けたものについて寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を図った上で、なお財源として不足する部分については、予備費を充当することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号をごらんください。

議案第2号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,693万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、2,190万円。

9款地方特例交付金、124万6,000円。

14款国庫支出金、190万2,000円。

15款道支出金、234万9,000円の減。

16款財産収入、157万2,000円。

17款寄附金、444万7,000円。

20款諸収入、93万3,000円。

21款町債、1,732万2,000円の減。

歳入合計、1,232万9,000円。

ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費、544万8,000円。

3款民生費、999万5,000円。

4款衛生費、239万8,000円。

6款農林業費、1,000円。

8款土木費、100万円。

9款教育費、565万円。

13款予備費、1,216万3,000円の減。

歳出合計、1,232万9,000円。

第2表、地方債の補正ですが、臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をするものであります。

以上で、議案第2号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ありませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたします。

今回、13ページの中で、渉外経費という形の町長交際費50万円が計上されておりますが、説明では、今後行われるイベント等、あるいはかかわる経費等という形の内容かというふうに思いますが、はっきりしているものとはっきりしていないものがあるかと思えます。恐らく、予算ですからはっきりしているものでなければ組まないというふうにも思いますが、この点、増額要因とは何なのか、お伺いしておきたいというふうに思えます。

次に、13ページの企画商工観光、定住移住という形で、北海道暮らしフェアという形で、大阪、名古屋のほうで宣伝という形で載っておりますが、今回、町が移住、定住で何を指して、どういうまちなのかというコンセプト等がいろいろとあるかなというふうに思いますが、どういう戦略で今回町の移住、定住につなげたいのか、この点、わかればお伺いしたいのと、費用等は宿泊も含めてどういう詳細

なのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、15ページの企画商工観光で、旅費99万8,000円となっておりますが、ここを見ますと、ふるさと応援モニター講習だとか、複合型拠点施設先進地調査等という形になっておりますが、このふるさと応援モニター講習というのは、今後、地方の現状を知って、これを上富良野町にもさらに生かして進めたいというような内容かというふうに思いますが、この内容等は旅費等も含めてどういう内訳なのか、お伺いいたします。

と同時に、この複合型拠点施設先進地視察という形になっておりますが、この複合型拠点施設先進地視察というのは、将来的に町は、町長が年度当初の方針の中で述べております、災害時のそういうものも含めて、地元の物産も販売できるというような方向性で、その一環として、そういう先進地を目指そうという形の内容なのかなというふうに思いますが、これは、いわゆる総合計画の中に位置づけられているのかどうか、そういう目的も含めた拠点づくりという形の中で先進地を視察するのかどうか、恐らく今回の新しい総合計画の中に入ってくるのだらうと思いますが、よくわかりませんのでお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、教育費の29ページです。

児童就学助成という形で、制度と予算が組みました。これは当然、要保護、準要保護世帯を対象とした、いわゆる入学時の費用に関して、速やかに交付できる内容のものを、従来でしたら6月を5月にして、さらに2月に交付できるような内容にしたいというような説明だったかと思いますが、その内容と対象人員等はどのぐらいいらっしゃるのか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました交際費の補正に関する質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

今回の交際費、50万円の補正でございますが、これにつきましては、通例の交際費ではなくて、今年度、特に町として取り組んでおります町の120年に関連した記念事業ということで、当初予算時につきましては、その時点で想定できる事業費ということで、それぞれ当初予算には計上していたところでございますが、年度が始まりましてから、それぞれ関連する団体、特に三重県津市とのやりとり等の中でいろいろな事業がふえてきている、来る人数がふえている、あるいは、町の中でもいろいろ記念と

した事業、先日も役場のほうで仮装盆踊りをやっていただいたとか、そういう部分が当初予算の時点では見込まれない部分の事業が多々ございまして、それぞれ町の直接経費としてやるというものではございませんので、そこら辺につきましては、町の交際費を使って、いわゆる社会の儀礼的な範囲の中でということでやってきているところでございますが、その分、既存の予算をさきに消化しているという部分もございまして、あと、これから秋に向けて、まだ津との民間交流、経済交流等も予定されて、そこら辺もこれから事業費がだんだん固まってくるという部分の予備も含めて、今回50万円ということで想定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の北海道暮らしフェアと、あと地域振興に向けた旅費の補正の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

北海道暮らしフェアの参加につきましては、今年度も大阪、それから名古屋会場のほうにもぜひ参加させていただきたいということで、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の助成を活用して参加をさせていただきたいということでございます。

御質問にありました定住移住に向けた今年度の戦略等というお話でありましたが、特に今年度の戦略ということではなくて、町におきましては、平成23年度に策定しました定住移住促進計画がございまして、この計画の考え方に基づいて、住んでみたい、住み続けたい、そういうまちづくりに向けて、本町の魅力を移住の希望者、そういう方々にお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

ここ数年の傾向を見ますと、ある程度仕事を終えられて、リタイアされてからの移住というような、そういうニーズがかなり高かった時代がありますが、ここ最近では、現役世代の移住、それから、ちょっと暮らし体験、こういったニーズが非常に高まっております。町の総合戦略でも整理をさせていただきましたけれども、定住につながるのが一番ベストの方法でもありますけれども、交流人口をふやしていくことも非常に大きなテーマになっておりますので、そんなことも含めて、ぜひPRをさせていただきたいなというふうに思っております。

費用等の詳細につきましては、この補正予算書の中にもございますが、旅費部分については、協議会の委員1名、それから職員2名で対応したいと思っておりますので、そちらの旅費。それから、消耗品費につきましては、フェアで配布する消耗品等でご

います。あと広告料につきましては、参画いただいています雑誌社、「北海道生活」という雑誌がございますが、そちらへの掲載経費等が予算として計上してございます。それから、使用料につきましては、大阪会場、名古屋会場のブースの使用料ということで、1ブースずつお借りするような予算となっております。

それから、次の地域振興費一般管理費における旅費の関係でございますけれども、まず、普通旅費のふるさと納税の研修旅費につきましては、ふるさと納税にかかわるいろいろな制度、それから、地方での使い方等の研修会等がいろいろなところで行われておりまして、こういうものの御案内もございません。旭川等で行われる場合は、特に旅費等が発生するものではございませんので、これまで職員が参加した経緯もございませんけれども、札幌等で開催される場合につきましては旅費等が発生いたします。町も今年度から、ネットを通じた制度の運用をスタートしました。いろいろなところでさまざまな取り組みをされている自治体を交えながら、研修に参加して、さらにモニター事業をよりよい制度にしていきたいなというふうに思っておりますので、そんなことから研修旅費をお願いしたところであります。

それから、特別旅費の複合型拠点施設の先進地視察旅費ということで、これは30万円お願いしてございます。町長が町政執行方針の中でも述べさせていただいておりますように、複合的な機能を有する拠点施設を今後の町においてぜひ整備をしていきたいという考え方でございます。

これらについて、全国各地でいろいろなそういう公的な機能を有する施設の整備を進められている自治体等がございますので、ぜひ、そういうところを見て、また、学んできたいというのが私たちの思いでございます。

いろいろな事業の中には、PFIやPPPの事業を活用した、そういった事業もございますので、ぜひ、そういう取り組み、それから、どのような形で、どういった、例えば中心になる機能、どういう施設を持って、それに附帯する施設等を持って、いろいろ複合的な機能を大型で整備している、そういう自治体が全国でございますので、そういうところをぜひ視察研修をして、今後の町の構想に結びつけていきたいというふうに思っています。

議員御発言にありましたように、現在の第5次総合計画の中では、これらのものにつきましては記載がございませんけれども、今、策定を目指しています第6次総合計画の中には、こういう考え方も盛り込んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 11番米沢議員の4点目の児童並びに生徒の就学助成費にかかわりまず就学援助の御質問にお答えしたいと思います。

議員発言のとおり、新入学児童生徒の学用品費等につきましては、これまで認定の関係から、6月支給していたところですが、少しでも認定事務を繰り上げることで、支給時期を早めたいということで、今年度から5月支給を凶ったところであります。

その後、事務段階で、新入学にかかわっては、入学準備のために必要な時期というのは、やはり年度に入ってからではなく、年度以前という時期であろうということから、その支給時期を、これまで認定方法について検討してきたところであります。

その結果、今回、新入学児童の学用品費のみに限って認定時期を繰り上げることによって、2月中の支給を実施したいということで、今回、要綱の改正等を実施したところであります。

質問の人数でございますが、まず、小学校のほうにつきましては、例年、9名から13名程度、入学児がいるところでありますが、多い年でも13名程度ということですが、支給決定に当たっては認定漏れがないようにということで、1割程度人数をふやまして、15名の予算を要求したところであります。

また、中学生についても、現在、小学校6年生が13名でありますので、その部分プラス、例年、入学前に3～5名程度、中途認定する方もいらっしゃいます。その関係から、これにつきましても13名に5名を足して、さらに1割ということで、20名ということで予算要求をさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、認定漏れがないように事務を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いいたします。

定住移住の問題でお伺いいたしますが、いわゆるシニア層、退職される方、若い世代でも上富良野に行ってみたいという方で、従来からどこを絞るのかという非常に難しい選択であります。上富良野町に来てもらって、やっぱりこういう点が住みやすいのですよなどというのは、恐らく訴え方の中にそういうものも含めて、いろいろな文書の中でお知らせしたりとかしていると思うのですが、上富良野町として、今回このフェアの中でどういうアピールをしていきたいというような、前年度も含めて、ここをちょっと強調してみようかというような

ところがあれば、お話を伺いたいなというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、複合型拠点施設の視察ということでありますが、この点、非常に大型施設になるのかなというふうに思いますが、この予算のつけ方でお伺いいたします。

まだ総合計画に位置づけられておりません。たしかに先んじてこういったものを優先的に見るという方法もあるのかもしれませんが、ここにのってきた以上、どのような構想という形で、大型施設ということで、複合的な施設ということで、私、イメージがわかりませんが、その施設の中にどのようなものを配置しようとしているのか、そこもわからないという話ではないと思うのですが、執行方針の中にもありましたが、将来のイメージがあってこういった予算の計上になっているのだろうというふうに思いますが、むやみやたらに、住民の合意もなく、議会の合意もなく、こういったものを進めるということも非常に問題があるのではないかとこのように思いますが、執行権の裁量の範囲ですから、実施できないことはありませんが、少なくとも議会に対して、そういう疑問に答えるような、そういう内容でなければならぬと思いますが、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の再質問にお答えをさせていただきます。

移住フェアに限らず、上富良野町の定住移住に向けての基本的な考え方でございますけれども、これまでも定住移住促進計画の中でもお示ししておりますように、上富良野町は移住定住という言葉ではなくて、定住移住という、そういうふうな言い回しをさせていただいております。

しっかりとこの町に住んでいただきたい、住んでいてよかったなというふうに思えるまちづくりがベースになっておりますので、地域の皆さんがこの町に住んでいてよかったと思える、そういうまちづくりをまずベースの中で考えております。そういった思いを共有いただける方がぜひ上富良野町にも足を運んでいただければという思いの中で取り進めておりますけれども、基本的には、恵まれた自然環境というのがこの地域の一番の売りだというふうに思っております。

それから、各種のそれぞれの行政サービスの施策事業についても、私どもの町については、他の地域に十分負けない、そういうサービス事業に取り組んでいるということも言えると思っておりますので、そういうこともしっかりとPRしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、複合的な拠点施設の考え方でございますけれども、今、既に町が何かきちんと考え方を持っていて、こんな機能、こんな機能、こんな機能を有する拠点施設をつくるのだという、そういう考え方を明確に持ち合わせているものではございません。当然、町長の執行方針や、それから、町長のこれまでの御発言の中でも、いろいろな、特に、今古くなってきています農産物の加工実習施設であったりですとか、それから、多くの観光客も訪れる地域でありますので、そういう人たちが訪れている間に何か大きな災害があったときの防災拠点になるような機能であったりだとか、そういった機能がこれから私たちの町でも求められるのだろうというように、そういうものをどのように組み合わせていくかというようなことを、これから考え方をまとめていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、当然、議会の皆さんに御説明したり、お互いに議論させていただくような、そういう時間をとっていく時期を迎えられるものというふうに思っておりますけれども、まずは、青写真の青写真になるようなものを執行者側のほうで、私たちの側のほうで、ある程度協議のたたき台になるようなものをまとめなければ、町民の皆さんと意思疎通を図っていったり、町民の皆さんに意見をいただくためにも、白紙の中でどうしようかという形にはなかなかならないのだろうというふうに思っておりますので、ある程度、青写真なるものを何とかまとめていくためにも、私たち自身が勉強する時間をぜひいただきたいということで、先進地の視察研修等もお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうであれば、来年度、30年度の当初予算にのせても十分これは間に合う話ではないかなと。今のせなくても、この予算というのは来年度、議会で、どういう方向で、位置づけでということである程度考えていらっしゃるわけですから、人間なんていうのは、考えとなるものは突然出てくるわけがないわけなのですから、そこら辺をしっかりと知らされない中でこういう予算づけというのは、私はいかがなものかなというふうに思うわけです。

そういった点で、しっかりとしたある程度の組み立てがあって、今後、町はこういう推進したいのだという骨子があれば、私は納得できますが、その骨子すらなかなか、今の話でしたら、青写真的な青写真というようなおぼろげな、かすみを食べるわけにいかないのです、私たちは。その点、やはりこういう予算はやめるべきだというふうに思いますが、確

認いたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今、るる担当課長が申し上げましたとおりでございますが、繰り返しになるかもしれませんが、まず、この4月の町長の執行方針に、こういう構想をという形で位置づけさせていただきました。我々の進め方としては、突然降って湧いたわけではなくて、そういう全体の構想、この29年度の予算のあり方も含めて、そういう形で表明をさせていただいた中に位置づけをさせていただいているところでございます。

また、30年度、来年でいいのではないかと御意見もいただきましたけれども、この後、この多機能の施設のほか、大型プロジェクトも控えておりますので、なるべく早い時期にこの素案を、素案といたしますか、先ほど言いました素案となる前の全体構想をまず整えること、もちろん用地の問題、場所の問題もこれからありますし、一刻も早く着手をすることが重要だというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問はございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、米沢議員の関連の部分が一つありますけれども、13ページの交際費の関係について確認をさせていただきたいと思っております。

今回、補正で50万円ということが出てきておりますけれども、先ほど、この50万円の補正の中身についての説明がありましたけれども、120周年の記念行事だとか、津市との交流がどうのこうのとかという話がありましたけれども、これ、最初から決まっていたことなのですよ。今急に決まったことでもないだろうし。そんなことで、当初予算で、今回120周年があるということで、当然見積もりの段階でこの金額が甘かったというか、想定外のことがこれから起きるだろうということでこの金額が出てきたのか、そういったことをきちっと説明してもらわなければ、これは、補正というのは簡単に補正されたら、本当に我々、困るのですよ。だから、その中身についてきちっと説明をしていただきたい、そう思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました交際費の補正に関する具体的な中身の説明ということでございますので、私のほうから説明を

させていただきたいと思っております。

先ほど、120年に関連した部分でということでお説明をさせていただきましたが、当初予算時におきましても、その時点で想定されていた事業分ということで、それぞれ直接経費として事業化をしている部分、あと交際費につきましても、その当時に決まっていた分ということで、当初予算の段階では、交際費としてプラス20万円ということで見えていたところでございます。それで当初予算を組んでおりまして、ただ、実際、相手方がいろいろありますので、人数、あるいは時期と、あるいは、その時点で計画をしていなかったものが今年度中に既に始まってきているということで、あと今後もちよっと予定をされているということでございます。

この50万円の内訳なのですが、実際にうちが当初想定していないで、既に交際費として執行している部分でいきますと、7月にありました津市長、あと津の市民の交流団体の来られた方の規模が当初予定よりもふえたこと、あるいは、7月、ラジオ体操を行いました、当初予定をしていなかった体協さんの事業が開催をされたこと、あと仮装盆踊りに関しましても、春の当初予算時ではありませんでしたので、それに関します町長の町長賞としての支出ですとか、あるいは農業関係の研修ということで、上富のほうに8月に来られましたので、その部分等々がありまして、既に現時点で当初予定をしていなかった部分で約20万円程度、支出が確定をしたということでございまして、これ以降もまだ少し動きますので、その分の交際費対応分ということで、今回お願いをしているところでございます。

以上です。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。再開を55分にします。

午前10時36分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。続きありますか、ありませんか。

○総務課長（宮下正美君） なし。

○議長（西村昭教君） では、再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 交際費の関係の補正でありますけれども、先ほど総務課長から、今まで足らなかった分とか、そういった説明はありましたけれども、先ほどの説明の中で言われていることは、全

て120周年関連のことについていろいろ足らなくなってきたから、どうのこうのという話だったと思いますが、この交際費で50万円を補正で組むということ自体が私はおかしいと思っています。120周年事業関連でこういうことをやるのであれば、120周年関連の部分で補正を組めばいい、私はそう思いますよ。それをなぜこのような形で、交際費で補正を組んだのか。改めて、この部分ではなくて、120周年関連のところで補正を組む考えがあるのかなのか、まず、それを伺います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました交際費の関係と、あと120年の事業費ということでございますが、交際費につきまして、120年のいろいろなイベントを直接開催する費用を交際費で支出するというのではございませんで、いろいろなそういうイベントが行われることで、町長が参加をする、あるいはお客様を迎えたときに、一定程度おもてなしをする分の経費ということで、あくまでも交際費として出すということで、そのイベントを直接開催する経費を今回この50万円に入れているということではないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ありますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 先ほどの課長からの説明でありましたけれども、20万円を使っているということだったのですが、我々にとっては、その使った経費の中身というのを全く知らされていない、数字的には知らされていないわけでありまして。その数字を出していただきたいと私は思います。

○議長（西村昭教君） 20万円ではなく、50万円ですか。（「50万円」と呼ぶ者あり）50万円ですね。

総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました交際費の中身ということですが、まず、交際費の支出状況につきましては、120年に限らず、まず、通常使っている交際費につきまして、一般的に公表するというので、例年、下の町民情報提供コーナーに交際費の一覧というのを出してありますので、今も出してあります。これまでの分も出してございます。

あと、ちょっと使った分の説明がないということですが、公表につきましては、今言ったように町民情報提供コーナーに交際費の支出の状況を毎年……。

○議長（西村昭教君） 課長、中身を説明してくれ

と言って、情報提供コーナーに開示しているのだったら、ここで何で説明できないのですか。直接聞いているのです。中身を教えてください。開示できるものが何で説明できない。そうですね。違いますか。

副町長。

○副町長（田中利幸君） 12番中瀬議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、交際費の性質をまず……。

○議長（西村昭教君） 副町長、質問の趣旨が違うんだって。求めている答弁が。何で交際費を補正にしたかと。120年の補正で見るべきでないかという質問して、答弁、まだ交際費だと。そうしたら、何で交際費にしたかという根拠があるはずだから、それをちゃんと説明しなければだめです。そして、その上で今質問したのは、中身はどうかと聞いている。情報を開示しているのだったら、ここで何で説明できないかと私も疑問に思う。だから、そこを、副町長、ちゃんと答えてください。お願いします。

○副町長（田中利幸君） まず、50万円の内訳については、先ほどからも申し上げておりますように、当初予定をしていた以外のさまざまな費用が発生している現状がございますので、それを先に支出している費用がおおむね20万円程度、これから通常の交際をする必要がございますので、そういう予備的な費用を30万円程度、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

先ほど少し言いかけてはいたけれども、交際費の費用の性質を御説明申し上げますと、通常の事業費予算とは違って、事業費予算は当初から見積もり等を取りながら、あるいは積算をしながら予算を組み立てるのが、それ以外の費用でございます。交際費に限って言いますと、通常1年間の、いわゆる地方自治体が社会通念上交際をするのに必要な費用ということで、1年の総額を計上した後、1年間の使った費用を住民の皆様に公表するという、そういう性質のものでございます。

したがって、当初、200万円をいつも計上しておりますが、費用があるから湯水のように使っていくという性質のものではございませんで、この時代にあって、交際費については、多くの住民の皆様の目に触れるように、根拠を持って支出をするという、そういうものでございますので、今言った50万円については、さまざまなその詳細をもって費用を積算したものではないということをお理解いただきたいというふうに考えています。

当然、それらを使った後の、30年になりますけれども、それらの詳細については公表をさせていた

だきたいということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、会議を再開いたします。

ほかに質問ございますか。

4番長谷川徳行君。

○4番（長谷川徳行君） 私、今の関連ですけれども、非常に説明不足。あなたたちは知っている、理事者は組み立てるほうですから。私たちは組み立てていないのです。聞いているほうなのです。聞くほうなのです。聞かされて理解しなければならぬほうなのです。もうちょっと丁寧な説明をしてください。その辺、どのような考えか、理事者側からの答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番長谷川議員の質疑についての総体的な御質問かというふうに思いますが、私ども丁寧な説明を果たすことは義務でございますので、もしその点で皆さん方に御迷惑をかけたか、あるいは説明不足と感ぜられるような部分がありましたら、都度、御指摘いただければ、極力丁寧な説明をさせていただくことに心がけますとともに、事務方は、事務方としてのルールの中で説明させていただいていることもありまして、私はこのようにふだんの皆さん方とお話するような感じとまた少し趣が違う言葉で御説明する部分が多いので、特に、事務的な言葉を羅列して御説明する機会が多いこともありまして、御理解が深まらないということをも私も御質疑を聞いていて感じるときもありますので、なるべく皆さん方の思いに届くような御説明をさせていただくように今後気をつけますし、また、そういったところがございましたら、御指摘いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） これをもって、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第3号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第3号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳出につきまして、平成28年度分の療養給付費等にかかわる交付金、特定健診に係る負担金などの精算額の確定に伴う返還金について所要の補正をするものであり、その財源に予備費を充てるものでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

10 款諸支出金、906万円。

11 款予備費、906万円の減。

歳出合計はゼロ円でございます。

以上で、議案第3号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、1点目は、平成28年度の介護給付費負担金及び地域支援事業費の確定に伴います国費、道費、社保基金負担金の返還金の追加補正をお願いするものです。

2点目につきましては、同じく平成28年度地域支援事業費の確定に伴います社保基金負担金の追加交付金の補正となっております。

3点目につきましては、介護保険法改正に伴います介護保険システム改修費の補正となっております。

なお、収支の差額につきましては、予備費から531万円を減額し、予算を調製するものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,427万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金、87万4,000円。

5款支払基金交付金、10万2,000円。

7款繰入金、93万9,000円。

歳入合計、191万5,000円となっております。

2、歳出。

1款総務費、181万3,000円。

3款地域支援事業費、14万円。

6款諸支出金、527万2,000円。

7款予備費、531万円の減。

歳出合計、191万5,000円となっております。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) ただいま上程いただきました議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。寄附採納2件、10万円をサービス事業費の備品購入費に充当し、一般財源からその他財源への組みかえをするものであります。

2点目は、組みかえにより生じた10万円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業にお

ける利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、10万円。

歳入補正額の合計は、10万円でございます。

2、歳出。

5款予備費、10万円。

歳出補正額の合計は、10万円でございます。

これをもちまして、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第6号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2

号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第6号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、御寄附を2件、13万円いただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成29年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成29年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、13万円。

第1項出資金、13万円。

支出。

第1款資本的支出、13万円。

第2項建設改良費、13万円。

以上で、議案第6号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の御説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第10号
上富良野職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただき
ました議案第10号上富良野町職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提
案の要旨を御説明申し上げます。

本年3月31日の国家公務員の育児休業等に関す
る人事院規則の改正の中で、育児休業等の運用の見
直しが行われ、これまでの育児休業の再取得及び期
間の再延長ができる特別の事情に、保育所等におけ
る申し込みを行い、待機となっていることを要件と
して加える改正が行われたところであります。

当該見直し内容につきましては、子育てなどの家
庭の状況から、時間的制約を抱えている時期の労働
者について、仕事と家庭の両立支援という施策の一
つとして行ったところでありますことから、これら
の改正内容に沿って、当町職員に対する育児休業制
度についても同様の取り扱いとするよう当該条例の
改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、育児休業の再取得が
できる特別の事情を規定しております第3条及び育
児休業期間の再延長ができる特別の事情を規定して
いる第4条につきまして、育児休業に係る子につい
て、保育所等における保育の利用を希望し、申し込
みを行っているが、当面その実施が行われないこと
を新たな要件として加えるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からと
規定しております。

以上で、議案第10号上富良野町職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例の説明といた
します。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申
上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第11号
ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の
一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） ただいま上
程いただきました議案第11号ラベンダーの里かみ
ふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例に
つきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例
は、平成20年の地方税法等の改正により、寄附と
税額控除を組み合わせた仕組みとして創設されたふ
るさと納税制度の運用に当たり、ラベンダー発祥の
地として全国的にも認知されている本町として、ラ
ベンダーを核としたまちづくりに賛同される方々の
御寄附を財源とし、ラベンダーの里かみふらのふる
さと応援基金を創設し、ラベンダーの育成、保護、
管理やラベンダー観光の推進に関する事業などを進
め、活力ある地域づくりに資することを目的に制定
したものであります。

制度開始以来、町内外からの温かい御厚志を賜
り、基金への積み立てとともに、日の出公園のラベ
ンダー植えかえ事業などに活用してきたところであ
りますが、本町は、ラベンダーとあわせて、秀峰十
勝岳の恵みとともに、時には災害とも共生してきた
まちでもあることから、多くの山の愛好家や火山防
災などに思いを寄せる方々の御寄附を財源として、
十勝岳と共生するまちづくり応援基金を創設し、十
勝岳の環境保全や安全対策、火山防災や減災対策と
ともに、噴火災害の歴史を後世に伝える事業など、
活火山十勝岳と共生するまちづくりについても当該
条例に基づく寄附金を財源として取り組む事業とし
ていくよう、条例の題名を含めて本条例を改正しよ
うとするものであります。

改正の概要についてですが、まず、寄附金を財源
として取り組む事業を、ラベンダーを核としたまち
づくりと活火山十勝岳と共生するまちづくりの二つ
を主としていくことから、条例題名をこれまでの題
名から「ラベンダーの里」を削り、「かみふらのふ
るさと応援寄附条例」に見直すとともに、第1条の
目的条文も同様に整理するものであります。

次に、寄附金を財源として実施する事業として、
第2条の事業区分に活火山十勝岳と共生するまちづ
くりに関する事業を追加するとともに、この事業の
財源に充てることを目的として、第3条の基金の設
置に十勝岳と共生するまちづくり応援基金を設置し
ようとするものであります。

また、第4条から第11条においては、寄附金の運用に当たっての取り扱いとともに、新たに設置する十勝岳と共生するまちづくり応援基金の積み立てや管理、繰りかえ運用、処分及びペイオフ対応などについて、ラベンダーの里ふるさと応援基金と同様の取り扱いとするよう、それぞれ条文を整理するものであります。

なお、附則において、当該条例の施行期日を平成29年10月1日とするとともに、上富良野町十勝岳地区振興基金条例を廃止し、同基金条例の規定に基づく基金に属する財産は、この条例に規定する新たな十勝岳と共生するまちづくり応援基金に繰り入れられたとみなす経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第11号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 1点ちょっとお伺いいたします。

今回一部改正する条例の中の10条に、いわゆる今まで既存でありました十勝岳地区振興基金を繰り入れた中の処分の条項ということでございますが、さきに制定されている条例の中では、6条の中で、いわゆる処分においては、一般会計の歳入歳出の予算計上に関して議会の議決を得るという条文がありました。この条文がラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正するに当たって繰り入れるに当たり、ここが削除されているのですが、それはどういう経緯でなくなったのか、教えてください。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 6番金子議員の御質問にお答えいたします。

本町の基金条例に、それぞれたくさんある基金条例がございますけれども、昭和55年以前に制定された基金条例にあっては、支消の議決を必要としておりますけれども、昭和56年以降に設けられた基金にありましては、その用途を条例において明確に規定することで、支消議決を不要とし、予算議決との2重議決を整理しているところであります。

今回お願いしております十勝岳と共生するまちづくり応援基金におきましては、十勝岳地区振興基金の用途についても引き継いでいるものが一部ござい

ますけれども、このたびの条例改正で新たに設置する基金であり、当条例において設けられています、もう1本のラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金と同様に、昭和56年以降に設けられた基金としての考え方で整理するものでありまして、処分時においては、予算議決の中で議会の役割を果たしていただけることが可能ということで御提案をさせていただいているところであります。

特別何か意図があつて支消議決を削っているという、そういう考え方ではございません。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま説明ありましたが、今回条例に組み入れられる上富良野町十勝岳地区振興基金条例については、制定が昭和42年の3月ということで、その後、二度の改正を行っていません。平成20年の改正の中においても、この部分については議会の議決を得るということで残っているのですが、先ほど昭和56年以降の条例ということとはちょっと違うと思います。この点は整合性がとれていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 6番金子議員の再質問にお答えいたしますが、十勝岳地区振興基金は、平成20年に改正をしています。前身は、この基金につきましては、十勝岳地区開発事業基金という基金で、昭和42年にできた基金でございますので、そのときには開発事業基金という条例でございました。

このときには、十勝岳温泉地区が開かれてきて、道路の整備だったり水道の整備というような、そういった開発が必要ということで事業基金が設けられたというふうに理解をしておりますが、平成20年の改正時において、そういう開発事業については所期の目的はおおむね達成されたというようなことで、今後は十勝岳地区の観光振興や安全対策等にも活用できる、そういう基金に見直そうということで、振興基金に開発事業基金をそのまま引き継いだという経過でございます。

そのようなことで、その当時においても、目的を明確にすることで、使途議決については、予算議決と重複するので、明確な使途を規定しているということも御提案をさせていただきましたけれども、当然そのときに、古くから議決を有している基金については、引き続き、使途についても議会の議決を有したほうがいいのではないかなという御議論が、付託された条例でありましたので、付託審議の中で、そのような当時の議会での考え方が整理されたのかなというふうに思っています。

それ以降制定されている基金については、町にお

いても、議会においても、使途を明確に条例内で規定しておりますので、使い道については、条例を制定する、または改正するその規定の中で議会の意思を反映していただいておりますので、それぞれ処分に当たっては、予算議決の中で議会としての役割を十分果たしていただける、そのように私たちは理解しているところであります。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ということは、今の説明では、いわゆる、さきの昭和42年3月15日の条例9号で制定されている十勝岳地区振興基金条例と今回のラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例ということは、別物という意見ですか。ではないと、56年以降に制定されたものと違うということの説明だと、ちょっと私も今わかりづらかったのです。一緒にするという事は、さっきのやつは廃止して、内容については、ほぼ酷似はしているけれども、別条例ということで理解するという事ですか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 十勝岳地区振興基金条例は、このたびの附則の中で廃止をお願いしている内容になっておりますので、新しい基金を設けるということであります。その中で、旧十勝岳地区振興基金条例でも考えられていた使途目的についても、この基金の中の一部として引き継いだということでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 修正動議の提出を求めます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま議案第11号に対し、中澤良隆議員外1名から、お手元に配付しました修正案が出されております。

したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者からの説明を求めたいと思います。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 議案第11号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出者として説明をいたします。

議案第11号であります、このたび上程されま

したラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例中、今、議論がありました、昭和42年制定の十勝岳地区開発事業基金条例については、条例制定時から、その基金の支消について議会の議決が必要でありました。このことから、十勝岳と共生するまちづくり応援基金につきましても、引き続き議会の責任を明確にするため、今後においても議会の議決を得ることが必要と考え、修正案を提案するものであります。

以下、修正案を朗読し、提案理由の説明といたします。

平成29年9月13日、上富良野町議会議長西村昭教様。

発議者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

議案第11号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例に対する修正案の提出について。

上記の修正案を別紙のとおり会議規則第17条の規定により提出します。

お聞きいただきたいと思っております。修正案をごらんいただきたいと思っております。

議案第11号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第10条の規定を次のように改める。

第2項、町長は、第2条第2号に掲げる事業に充てる場合に限り、議会の議決を得て、一般会計の歳入歳出予算に計上して、十勝岳基金の全部又は一部を処分することができる。

以上であります。

御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、1番中澤良隆君の修正動議についての説明を終了します。

これより、修正案に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

暫時休憩。

午前11時41分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、議案第11号に提出されました議案に対しまして、中澤議員から修正動議が提出されましたが、皆さんにお配りした修正案文について、タイプミスがありましたので、休憩中に改めたものをお配りいたしました。改めて中澤議員のほうから、修

正案の朗読と説明をいただきまして、入っていきたいと思いますので、中澤議員、よろしく願い申し上げます。

○1番（中澤良隆君） それでは、ただいま議長のほうから御指示のありました件につきまして、修正案を朗読をもって説明させていただきます。

議案第11号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例中「2町長は、第2条第2号に掲げる事業に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、十勝岳基金の全部又は一部を処分することができる。」を「2町長は、第2条第2号に掲げる事業に充てる場合に限り、議会の議決を得て、一般会計の歳入歳出予算に計上して、十勝岳基金の全部又は一部を処分することができる。」に改める。

以上であります。

○議長（西村昭教君） これをもって、1番中澤良隆君の修正動議についての説明を終了いたします。

これより、修正案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、原案及び修正案の反対者、修正案賛成者という順番になります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、討論を終了します。

これより、議案第11号を採決いたします。

まず、議案第11号に対する中澤良隆議員外1名から提出されました修正案について採決します。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く原案について、起立により採決したいと思います。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成者の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第12号北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第12号北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例については、上富良野高等学校を卒業し、大学または専修学校に進学する者に対し、修学資金を貸し付けすることにより、修学者及びその家族の負担の軽減及び人材の育成を図ることを目的に、平成12年に制定したところであります。

貸し付けの対象は、平成13年3月から平成17年3月までの卒業生としていることから、新たな適用者がいないこと、また、修学資金の償還が平成27年度をもって完了したことから、当該条例を廃止しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第12号北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例。

北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例（平成12年上富良野町条例第34号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第12号北海道上富良野高等学校卒業生修学資金貸付条例を廃止する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

◎日程第17 議案第14号

◎日程第18 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第17 議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第18 議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いただきました議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、及び議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該3組合の構成団体におきまして、平成29年6月1日付の西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称を変更、及び平成29年8月1日付の江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、それぞれの組合理約別表中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めることについて協議するため、本議案を提出するものであります。

以上で、議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、及び議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第13号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） この際、諸般の報告をいたさせます。

各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

総務産建常任委員会の委員長に岡本康裕議員、副委員長に北條隆男議員、厚生文教常任委員会の委員長に荒生博一議員、副委員長に中澤良隆議員、議会運営委員会の委員長に佐川典子議員、副委員長に中瀬実議員と決定されました。

以上でございます。

◎日程第19 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第16号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました議案第16号副町長の選任につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、副町長を務めていただいております田中利幸君につきましては、この9月末をもって任期満了を迎えるところであります。

田中君にありましては、すぐれた人格、識見を有

し、これまで副町長として当町の行政推進に大きく寄与されてこられました。今後におきましても、この経験を生かし、なお一層の活躍を期待するところであり、引き続き副町長として選任させていただきたく、御提案を申し上げるところでございます。

なお、田中君の経歴等につきましては、別添、配付させていただきましますので、御高覧賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして御提案をさせていただきます。

議案第16号副町長の選任について。

上富良野町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■。

氏名、田中利幸。■■■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議を賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これから、議案第16号副町長の選任について採決します。

この採決は、無記名投票といたします。

投票の準備を行いますので、暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（西村昭教君） ただいまの出席議員数は、議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、1番中澤良隆君及び2番岡本康裕君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（西村昭教君） 念のために申し上げます。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入をお願いします。

なお、白票は、反対として扱わせていただきます。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（西村昭教君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（西村昭教君） 投票漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終わります。

次に、開票を行います。

中澤良隆君及び岡本康裕君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西村昭教君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成5票、反対8票。

以上のとおり、反対が多数です。

したがって、議案第16号副町長の選任については、同意しないことに決定いたしました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第17号教育委員会委員の任命について議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました議案第17号教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員2期目を務めていただいております佐藤大輔氏が、この9月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、佐藤氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方であることを、これまでの御経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き教育委員に任命し、議会の同意をお願いするものであります。

なお、佐藤氏の経歴等につきましては、別添、配付させていただいておりますので、御高覧賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして御提案させていただきます。

議案第17号教育委員会委員の任命について。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求め。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■■■■■■。

氏名、佐藤大輔。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これから、議案第17号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は、議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、3番佐川典子君、4番長谷川徳行君を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（西村昭教君） 念のために申し上げます。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入を願います。

なお、白票は、反対の扱いをさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（西村昭教君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票を願います。

（投票）

○議長（西村昭教君） 投票漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終わります。

次に、開票を行います。

佐川典子君及び長谷川徳行君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西村昭教君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第17号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎日程第21 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第21 発議案第1号議会広報特別委員会設置に関する決議について議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第1号につきまして、内容の朗読をもって趣旨の説明にさせていただきます。

発議案第1号議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

議会広報特別委員会設置に関する決議について。

次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会広報特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議会活動の状況を広く住民に知らせるため、議会広報紙の発行及び調査研究を目的とする。

4、委員の定数、6名。

5、設置期間、本委員会は議員の任期まで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上、御審議賜りまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長により指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

議会広報特別委員に、中澤良隆君、金子益三君、竹山正一君、高松克年君、米沢義英君、中瀬実君を御指名申し上げます。

ただいま指名いたしました諸君を議会広報特別委員会の委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第22 発議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第22 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議について議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1 番(中澤良隆君) ただいま上程されました発議案第2号町内行政調査実施に関する決議について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第2号町内行政調査実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議について。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以

内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法、(1)町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。(2)全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。(3)本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上であります。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第23 発議案第3号 議員派遣について議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6 番金子益三君。

○6 番(金子益三君) ただいま上程いただきました発議案第3号議員派遣についてを、内容の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第3号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、鷹栖町。

期間、平成29年10月24日、1日間。

派遣議員、全議員。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、富良野市。

期間、平成29年10月30日、1日間。

派遣議員、全議員。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第24 発議案第4号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第4号につきまして、朗読をもって発議とさせていただきますと思います。

発議案第4号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議員、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

裏のページをごらんください。

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は平成17年と比較すると11年間で3万8,000人増えている。一方、学校建設はほ

とんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子ども達の学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしている。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはならない。

図書室や美術室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれており、全国で不足している教室が、普通教室だけで3,430教室にのぼることが文部科学省の調査で明らかになっている。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにはないことにある。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討される。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいない。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まらない。文部科学省の学校基本調査によれば、国公立合わせて平成17年は9万6,811人でしたが、平成28年には21万7,839人と2.25倍に増えている。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差がある。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状である。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えている。しかし、平成5年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は1学級8名のまま変わっていない。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、特別支援学校の設置基準を策定すること。

2、特別支援学級の学級編制基準を改善し、1学級6名とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月13日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第25 発議案第5号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） ただいま上程されました発議案第5号について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第5号2018年度地方財政の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏をお開きください。

2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策

課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政確立をめざすことが必要である。

このため、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度の違いがあることから、その点を考慮すること。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保するとともに、恒久的財源へと転換をはかること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮し

た段階補正の強化などの対策を講じること。

また、地方交付税原資の確保については、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月13日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、地方創生担当大臣。

以上であります。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第26 発議案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） ただいま上程されました発議案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏をお開きください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、

伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的ななかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月13日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第27 発議案第7号「全国森林環境税」の創設に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） ただいま上程されました発議案第7号「全国森林環境税」の創設に関する意見についてを説明申し上げます。

発議案第7号「全国森林環境税」の創設に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏をお開きください。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森

林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、国においては、次の制度創設について実現するよう強く要望する。

記。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月13日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上であります。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第28 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規

則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申し出について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) この際、諸般の報告をいたさせます。

議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

議会広報特別委員会の委員長に高松克年議員、副委員長に金子益三議員と決定されました。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上で、諸般の報告を終わります。

◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成29年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時32分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年9月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 北 條 隆 男

署名議員 竹 山 正 一